



# 第2次国分寺市男女平等推進行動計画

第2次国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画  
国分寺市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画

## 令和4年度進捗状況評価報告書



国分寺市

# 目次

<b>I 第2次国分寺市男女平等推進行動計画の概要</b> .....	2
1 計画の目的.....	2
2 計画の位置付け .....	2
3 計画の性格.....	2
4 計画の期間.....	2
5 計画の推進.....	2
6 計画の基本理念 .....	3
7 計画の目標.....	4
8 計画の体系.....	6
<b>II 評価の考え方・手法について</b> .....	8
1 評価の目的.....	8
2 評価者とその役割.....	8
3 評価の頻度と公表.....	8
4 評価の方法.....	8
5 評価結果の報告 .....	9
<b>III 男女平等推進委員会からの答申</b> .....	10
<b>IV 施策別推進状況評価</b> .....	14
課題1 男性中心型労働慣行の見直し .....	16
課題2 女性の活躍の場の拡大 .....	20
課題3 男女平等意識の醸成.....	28
課題4 男女平等教育の充実.....	33
課題5 男女平等に関する広報・啓発活動.....	35
課題6 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶 .....	37
<b>V 成果目標の達成状況</b> .....	46
<b>VI 参考指標</b> .....	47
<b>VII 参考資料</b> .....	52
資料No.1 令和5年度会議の開催状況 .....	52
資料No.2 国分寺市男女平等推進条例 .....	54
資料No.3 国分寺市男女平等推進協議会設置規程.....	60

# **I 第2次国分寺市男女平等推進行動計画の概要**

## **1 計画の目的**

本計画は、「国分寺市男女平等推進条例」第9条に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、国分寺市において男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

## **2 計画の位置付け**

- (1) 「国分寺市男女平等推進条例」第9条に基づき策定する計画です。
- (2) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (3) 本計画の課題1及び2を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」と位置付けます。
- (4) 本計画の課題6を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」と位置付けます。

## **3 計画の性格**

- (1) この計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえて策定する計画です。
- (2) 「国分寺市総合ビジョン」やその他の関連する分野別計画との整合性を図り、策定する計画です。
- (3) この計画は、「国分寺市男女平等推進委員会」（以下「推進委員会」という。）の意見を尊重するとともに、「国分寺市男女平等推進行動計画」の推進状況や課題を整理し、平成27年度に実施した「国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査」の結果、ワークショップ、パブリック・コメント制度等による市民参加のもとに策定したものです。
- (4) この計画は、市・市民・事業者等と協働して取り組むものです。

## **4 計画の期間**

この計画の期間は、平成29年度から令和6年度までの8年間とし、社会状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

## **5 計画の推進**

### **(1) 推進体制**

市長の附属機関である推進委員会において、男女共同参画推進施策に関わる重要事項や行動計画の進捗状況について、専門的又は市民の見地から調査審議し、市長に答申します。推進委員会からの答申をふまえて、男女共同参画推進施策を展開します。推進委員会は、男女平等社会の実現に向けて活動する団体の代表3人以内、公募市民3人以内、識見を有する者

4人以内で構成されます。

全庁にわたる横断的な推進体制として、「国分寺市男女平等推進協議会」（以下「推進協議会」という。）により男女共同参画推進施策の調整と推進を行います。

#### （2）市民，事業者等との連携と協働

男女共同参画社会の実現に向けて施策を推進するにあたっては，市民や事業者等との連携や協働が欠かせません。市・市民・事業者等がさまざまな分野で主体的にそれぞれの役割を果たしていくことを目指します。

#### （3）国や東京都，関係機関との連携

国の法整備や，東京都が広域的に実施すべき事項等については，国や東京都に積極的に働きかけを行うとともに，必要に応じて他の関係機関と連携を図ります。

#### （4）行動計画の効果的な進行管理

年度ごとに推進状況を確認し，「国分寺市男女平等推進条例」第10条に基づき推進委員会からの意見を聴取し，年次報告書を作成し，公表します。

推進状況の評価は，計画の見直しや施策の次年度以降の取組に反映します。

さらに，より具体的に進行管理を行うために，成果目標を設定し，その達成に向けて事業・施策を推進していきます。

#### （5）配慮すること

性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や，障害があること，日本で生活する外国人であること等に加え，女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について，計画推進全般にわたって人権尊重の観点から配慮をします。

## 6 計画の基本理念

「国分寺市男女平等推進条例」第3条に規定する基本理念をこの計画の基本理念とします。

- （1）性別にかかわらずだれもが，個人として尊重され，性別に起因する差別及び暴力がなく，ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により，個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく，多様な生き方が選択できること。
- （2）性別の観点から，社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること。
- （3）市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に，性別にかかわらずだれもが対等に参加できること。
- （4）性別にかかわらずだれもが，家庭内での協力及び社会的支援のもとに，子育て，介護等家族としての役割を果たすことと職場，地域等において活動することとを両立できるようにすること。
- （5）国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること。

## 7 計画の目標

「国分寺市男女平等推進条例」第3条に規定する基本理念に沿って施策を推進するにあたり、目指す国分寺像として計画の目標を次のとおり定めます。

### **男女の人権を尊重しだれもが相互につながり助け合い自己実現できるまち**

※「男女の人権」……ひとくくりに「人権」の問題について取り扱うのではなく、「男らしさ」「女らしさ」といった社会通念や慣習から生じる人権の問題、性別に起因する人権の問題という観点に着目し、その観点から問題を強調するために、「男女の」としています。

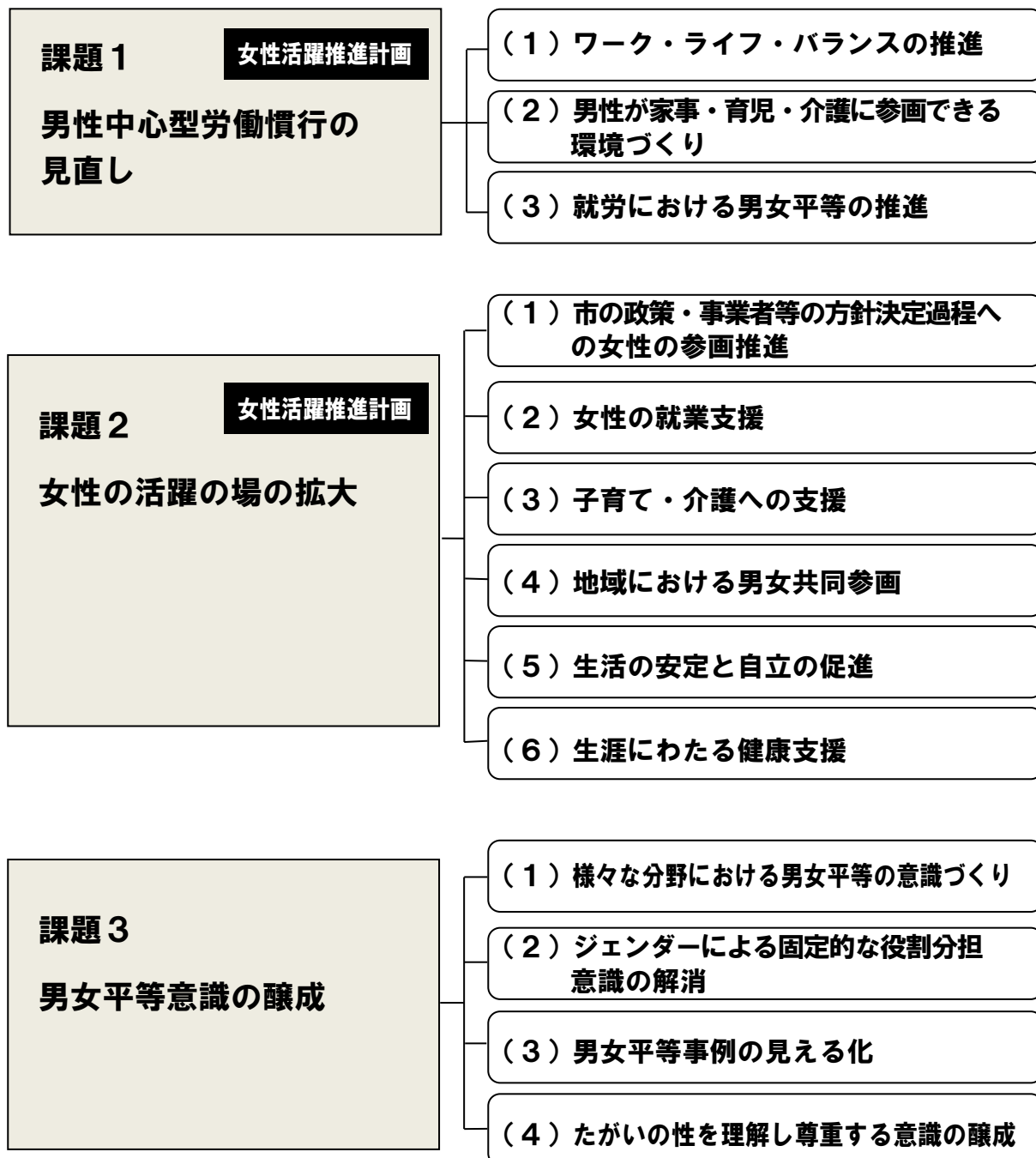
## <成果目標>

課題	項目（データ出典）	現状	成果目標		[参考] 国目標（期限）
			中間（期限）	最終（期限）	
1	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度 （男女平等に関する市民意識・実態調査）	57.4% （平成27年度）	70% （令和2年度）	80% （令和6年度）	—
	庁内の男性職員の育児休業取得率 （国分寺市特定事業主行動計画）	8% （平成27年度）	15% （令和2年度末）	20% （令和6年度）	13% （平成32年）
	庁内の超過勤務の縮減 （国分寺市特定事業主行動計画）	一人あたり 月 8.3時間 （平成27年度）	一人あたり 月 6.4時間 （令和2年度末）	特定事業主 行動計画の 目標値	—
	週労働時間60時間以上の雇用者の割合 （男女平等に関する市民意識・実態調査）	9.9% （平成27年度）	5% （令和2年度）	5%以下 （令和6年度）	5% （平成32年）
2	審議会等委員に占める女性の割合 （人権平和課）	32% （平成27年度）	40%以上 （令和2年度）	40%以上 （令和6年度）	30%以上 （平成32年）
	庁内の女性職員の登用（国分寺市特定事業主行動計画）				
	管理職（課長以上）に占める女性の割合	10.1% （平成27年度）	15%以上 （平成29年度）	20% （令和6年度）	20% （平成32年度末）
	係長職に占める女性の割合	28.2% （平成27年度）	30%以上 （平成29年度）	35% （令和6年度）	35% （平成32年度末）
	防災会議の委員に占める女性の割合 （防災安全課）	9.1% （平成27年度）	30% （令和2年度）	30%以上 （令和6年度）	30% （平成32年）
保育所待機児童数 （子ども若者計画課）	88人 （平成27年度）	解消 （令和2年度）	解消 （令和6年度）	解消 （平成29年度末）	
3	「ジェンダー」という言葉の認知度 （男女平等に関する市民意識・実態調査）	59.3% （平成27年度）	70% （令和2年度）	80% （令和6年度）	—
5	「男女平等推進センター」の認知度 （男女平等に関する市民意識・実態調査）	22.8% （平成27年度）	40% （令和2年度）	60% （令和6年度）	—
6	夫婦間における「平手で打つ」「足でける」 を暴力として「どんなことがあっても許され ない」と認識する人の割合 （男女平等に関する市民意識・実態調査）	平手で打つ 男性 73.5% 女性 79.8% 足でける 男性 93.6% 女性 91.9% （平成27年度）	100% （令和2年度）	100% （令和6年度）	—
全体	「男女共同参画社会」という言葉の 認知度 （男女平等に関する市民意識・実態調査）	65.2% （平成27年度）	100% （令和2年度）	100% （令和6年度）	100% （平成32年）

## 8 計画の体系

### 課題

### 施策



## 課題

## 施策

### 課題4 男女平等教育の充実

(1) 学校における人権・男女平等教育の充実

### 課題5 男女平等に関する広報・啓発活動

(1) 「男女平等推進センター」の活用促進

(2) 男女の人権に配慮した表現の推進

### 課題6 性別に起因する暴力や人権 侵害の根絶

第2次DV防止基本計画

(1) 相談業務の充実と関係機関との連携強化

(2) DV予防のための取組推進

(3) 被害者の安全確保と自立支援

(4) 人権侵害を予防するための支援

(5) 性犯罪被害者の支援

\*課題1と課題2は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」にあたるもので、「国分寺市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画（女性活躍推進計画）」とします。

\*課題6は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」にあたるもので、「第2次国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画（第2次DV防止基本計画）」とします。



## Ⅱ 評価の考え方・手法について

### 1 評価の目的

第2次国分寺市男女平等推進行動計画（以下「第2次行動計画」という。）は、男女共同参画を推進するための施策を体系化したものです。第2次行動計画がどの程度達成されたかを客観的に評価することで、どの分野で男女共同参画推進施策が進んだか、あるいは進んでいないか、どういう事業が効果的か、あるいは効果的でないかが明らかになり、次に取り組むべき課題等を明らかにすることができます。

また、男女共同参画を推進するためには、市民の方々に男女共同参画について理解していただくことが重要です。評価結果を市民に公表することで、男女共同参画に関する市民の理解が深まることが期待できます。

### 2 評価者とその役割

国分寺市男女平等推進専門委員会（庁内の主に事業所管課所属の職員で構成する市の内部組織。以下「専門委員会」という。）からの評価報告を受けて、附属機関である推進委員会は、専門委員会の報告を確認しつつ専門性を活かし、市民の見地をもった第三者的立場から施策内容に対する評価の妥当性を主眼に審議、評価を行います。

推進委員会の評価、答申を踏まえ、推進協議会（副市長を会長とし7人の部長で構成する市の内部組織）において、全庁にわたる横断的な推進のため、総合的な見地から推進状況を評価します。評価に当たっては市民、事業者等の意見が十分反映され、公正で市民にわかりやすいものとなるよう配慮します。

### 3 評価の頻度と公表

計画的に進行管理を行うために、評価は毎年度実施し、その結果については、市が市民や事業者等に広く公表します。

### 4 評価の方法

計画の実効性を高めるため、以下の各段階を踏んで評価を行います。

#### （1）所管課による自己評価（自己点検票の作成）

各事業の所管課は、年度当初に第2次行動計画の事業内容に即した目標を設定します。年度末には、1年間の進捗状況を鑑み、男女共同参画推進の視点から自己評価を行います。年度ごとに事業評価及び目標設定を行うことで、実施した事業を振り返るとともに、取り組むべき事業や課題を明確にし、次の目標に反映させることができます。所管課の評価の基準は次のとおりです。

#### 〔評価の基準〕

A：目標を達成した。 B：目標をほぼ達成した。 C：目標達成できず。

D：実績がなかった。

## (2) 事務局による施策評価案の作成

事務局である人権平和課は、自己点検票を施策ごとに集約し、施策評価案を作成します。評価については、所管課による自己評価を数値換算（A=6～5点、B=4～3点、C=2～1点、D=0点）します。施策ごとに合計した数値を事業数で除し、その平均値をもとめて評価します。

## (3) 専門委員会の評価

自己点検票及び施策評価案を確認し、所管課評価と同様の基準に基づいて施策評価を行います。委員に所管課の職員がいる場合には、所管課としての意見も聞きながら、評価を進めます。必要に応じて評価理由を記載します。

## (4) 推進委員会の評価

自己点検票及び専門委員会評価を確認し、専門性を活かし計画の推進状況を評価します。施策ごとの評価をまとめて、市長に意見として答申します。

## (5) 推進協議会の評価

推進委員会からの評価、答申を受け、総合的な見地から市としての施策ごとの推進状況評価を行います。

## 5 評価結果の報告

市は、評価結果を年次報告書としてとりまとめ、市民及び事業者等に分かりやすい形で報告します。

### Ⅲ 男女平等推進委員会からの答申

(写)

令和6年2月15日

国分寺市長

井澤 邦夫 様

国分寺市男女平等推進委員会

委員長 甲斐田 きよみ

第2次国分寺市男女平等推進行動計画の進捗状況について（答申）

令和5年10月5日付けで諮問のありました「男女平等推進行動計画の進捗状況に関する事」について、次のとおり答申する。

## 記

### 1 本委員会における第2次国分寺市男女平等推進行動計画評価の経緯

第2次国分寺市男女平等推進行動計画（以下「第2次行動計画」という。）は、これまでの男女平等推進行動計画の実施状況を精査し、男女平等社会の実現に向けて、「男女共同参画社会基本法」及び「国分寺市男女平等推進条例」に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として、平成29年3月に策定された。

本委員会は市長の諮問を受け、第2次行動計画策定にあたっては、「第2次行動計画の策定に係る意見聴取について」答申している。

今年度は、第2次行動計画の令和4年度の進捗状況評価を行った。

### 2 進捗状況評価について

本委員会での令和4年度進捗状況評価は次のとおりである。各所管課（室）においては、本答申の内容を念頭に置きながら、今後の事業に取り組まれない。

#### (1) 課題1 男性中心型労働慣行の見直し

- ・ワーク・ライフ・バランスや家事・育児・介護及び就労における男女平等の推進について、セミナーや講座を開催するだけでなく、そのことにより、どのような効果があったかを把握することが求められる。参加者アンケートの結果等を指標とし、効果の分析に努められたい。
- ・男性職員の育児休業取得に関して、男性職員の意識づくりに引き続き取り組むとともに、育児休業取得の意識はあるにもかかわらず、職場の環境や収入減等により取得できなかったということのないよう、制度や職場環境の今一度の振り返りをお願いしたい。

#### (2) 課題2 女性の活躍の場の拡大

- ・事業内容及び事業目標と事業実績とが対応していない事業が複数見受けられた。事業内容及び事業目標をしっかりと意識したうえで、効果的な事業を実施されたい。
- ・庁内における女性管理職登用の促進や女性職員の昇任意欲の向上のための事業として、職員研修1回のみでは十分とはいえない。これらの妨げとなる要因や事業の効果を検証し、より有効な事業に取り組まれない。
- ・パンフレット等の発行部数を数値目標としている事業があるが、配布等によりどのような効果があったのかを把握するよう努められたい。
- ・地域における男女共同参画について、実施されている事業がどのように男女共同参画に寄与するかが不明であるため、関連性を明確に示し、効果的な事業実施に努められたい。

### (3) 課題3 男女平等意識の醸成

- ・男女平等意識の醸成は、男女平等推進のために極めて重要な要素である。研修や講座の実施、現行の広報・周知にとどまらず、より実効性のある事業を検討されたい。
- ・「男女平等推進センター」の効果的な活用について、より多くの人々が利用でき、男女平等意識の醸成に役立つ場となるよう具体的な取組を望む。パネル展示に関しては、より効果的な場所の検討や展示内容をホームページに掲載するなど、更に工夫されたい。
- ・数値目標を「市立小・中学校全校」としている事業では、効果を測ることが困難であり、またこれに対して目標を上回ったとする評価は適切でない。より具体的な効果測定ができるよう数値目標の変更を検討されたい。

### (4) 課題4 男女平等教育の充実

- ・数値目標を「市立小・中学校全校」としている事業については、課題3で示したとおりであるが、加えて、抽象的な事業目標に対して、学校における授業や教職員への研修を実施したという内容だけでは評価が困難である。結果として、児童・生徒及び教職員にどのような意識の変化があったのかを把握するよう努められたい。同様に、数値目標を「都立高校等へのリーフレット配布回数」としている事業があるが、男女平等教育がどのように充実したかを測る数値目標を検討されたい。

### (5) 課題5 男女平等に関する広報・啓発活動

- ・男女の人権に配慮した表現の推進に関して、「男女平等の視点によるガイドライン」の改訂は、その過程や改訂後の周知及び活用も含めて、男女平等推進に対する大きな効果があったと評価する。補助金団体、委託事業者、指定管理者等の関係団体も含めた周知徹底に取り組まされたい。

### (6) 課題6 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

- ・障害者、高齢者、子どもに対するDV・虐待等は、性別により被害の生じ方や影響が異なることを念頭において事業を実施し、男女平等推進の視点で目標設定をされたい。
- ・数値目標を講座や会議の開催回数、リーフレットの配布や配架としている事業が複数見受けられるが、課題1・2・4でも示したとおり、各事業の実施により、どの程度効果があったかを測る数値目標を再考されたい。また、その事業が男女平等推進にどのように寄与したか、講座参加者やリーフレットを活用した人々の意識や行動の変化を把握することに努められたい。
- ・法改正等を受け、性犯罪・性暴力の規定が変わったことを踏まえ、特に、

「同意のない性的行為」は性暴力であるということを明確に周知し、性犯罪・性暴力の防止と被害者支援に取り組まれない。

### 3 今後に向けて

以上が第2次行動計画の令和4年度進捗状況に対する本委員会の評価であるが、答申の結語として次の4点を付言する。

- (1) 本来の目的である男女平等推進への効果が明確でない目標設定や、目標に対応する実績が記載されていないもの、男女平等推進への効果が十分に検証されていないものが多く見受けられた。加えて、各所管課（室）による自己評価の基準が統一的でなく、評価の理由が不明確な事業が複数あった。各所管課（室）においては、現状の課題把握に努め、課題への対応策、取組の結果、男女平等推進への効果を明確に記載し、本進捗評価が男女平等推進施策の進展において有益なものとなるよう努められたい。
- (2) 令和2年度に、第2次行動計画の後期4年間についての各施策の目標設定等を見直したが、その後の事業実施方法の変更等により、適切に評価できないものがあつた。今後は必要に応じて、事業内容及び事業目標・数値目標を見直し、更新することを検討されたい。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、不開催やオンライン方式などの制約を受けていた各種事業も、コロナ禍以前の手法に戻りつつあるが、コロナ禍により様々な手法を試行的に行えたことを好機と捉え、今後はオンライン方式やSNSによる発信等、より効果的な手法を研究し、事業を実施されたい。
- (4) 市では、第2次行動計画に基づき男女平等推進施策が展開されているところであるが、世界的にみれば、日本のジェンダー平等は、世界経済フォーラムが2023年に発表した、男女格差を測るジェンダーギャップ指数において、146か国中125位と過去最低となっている。また国内においては、コロナ禍を経て浮き彫りとなった女性を巡る課題の多様化・複雑化・複合化を踏まえ、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月に施行予定である。このような状況を見据え、更には令和7年3月を目途に行う「第3次国分寺市男女平等推進行動計画」の策定も視野に入れながら、より積極的な男女平等推進施策に取り組まれない。

以上

## IV 施策別推進状況評価

[基本目標]

男女の人権を尊重しだれもが相互につながり助け合い自己実現できるまち

課題	施策	評価
1 男性中心型労働慣行の見直し	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進	B
	(2) 男性が家事・育児・介護に参画できる環境づくり	B
	(3) 就労における男女平等の推進	B
2 女性の活躍の場の拡大	(1) 市の政策・事業者等の方針決定過程への女性の参画推進	B
	(2) 女性の就業支援	B
	(3) 子育て・介護への支援	B
	(4) 地域における男女共同参画	B
	(5) 生活の安定と自立の促進	B
	(6) 生涯にわたる健康支援	B
3 男女平等意識の醸成	(1) 様々な分野における男女平等の意識づくり	A
	(2) ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消	A
	(3) 男女平等事例の見える化	B
	(4) たがいの性を理解し尊重する意識の醸成	B
4 男女平等教育の充実	(1) 学校における人権・男女平等教育の充実	B
5 男女平等に関する広報・啓発活動	(1) 「男女平等推進センター」の活用促進	A
	(2) 男女の人権に配慮した表現の推進	B
6 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶	(1) 相談業務の充実と関係機関との連携強化	B
	(2) DV予防のための取組推進	B
	(3) 被害者の安全確保と自立支援	B
	(4) 人権侵害を予防するための支援	B
	(5) 性犯罪被害者の支援	B

評価	評価の基準	令和4年度
A	目標を上回った。	3
B	目標を達成した。	18
C	目標達成できず。	0
D	実績がなかった。	0

■令和4年度 施策別事業実績

施策別事業実績の見方

課題1 男性中心型労働慣行の見直し〔女性活躍推

施策1 ワーク・ライフ・バランスの推進

No.1 ワーク・ライフ・バランスに関する広報啓発活動			
事業内容	市報や情報誌、市ホームページ等による広報啓発を行います。 男性が子どもと一緒に参加できる講座開催等により、ワーク・ライフ・バランスについて考える機会を提供します。		
経済課	事業目標	・ワーク・ライフ・バランスに関連したセミナーを東京都等関係機関とともに開催する。 ・ワーク・ライフ・バランスの各種事業・制度に関する情報提供を行う。	数値目標 講座参加者数(オンライン含む) 40人
	事業実績	令和4年6月8日及び15日に東京都労働相談情報センター国分寺事務所と共催で「男女雇用平等セミナー I 女性の活躍とライフワークバランス支援」(定員50名)を実施した。	数値実績 講座参加者数(オンライン含む) 32人
人権平和課	事業目標	・ワーク・ライフ・バランスに関する広報を行い、市民に対する意識啓発を行う。 ・男性も参加できるワーク・ライフ・バランス講座を開催し、男性の家事・育児・介護等への参加を促進する。	数値目標 市報・HP・ツイッター等によるワーク・ライフ・バランスの広報及び講座開催 5回
	事業実績	男女共同参画週間にあわせた「家事シェア講座」や、東京都と共催で「家事・育児にもあるアンコンシャス・バイアスに気づくセミナー」を開催し、ジェンダーに関わらず家事・育児を行うことを推奨する取り組みを行った。あわせて、各種講座のワーク・ライフ・バランスに関する東京都のHPへの掲載依頼を行った。数値実績の内訳のうち、前年度比で講座開催2回増となり、参加者の8割以上が「よかった・とてもよかった」と回答していることから、男女平等に効果的であったと考えられる。	数値実績 市報・HP・ツイッター等によるワーク・ライフ・バランスの広報及び講座開催 7回

※事業No.2, No.3省略

市長から諮問を受けた識見を有する者・公募市民等で組織する推進委員会において、客観的な視点から行った施策評価です。

職員で組織する専門委員会の施策評価です。必要に応じてコメントを記載しています。

課題1 施策1 施策評価		
専門委員会	・事業No.1(経済課)について、数値目標には届かなかったものの、前年度に比べ数値実績が大幅に増えていることは評価できる。事業目標にある情報提供の状況についても記載されたい。 ・事業No.3(経済課)について、「個別相談会」に代えて「東京都労働相談情報センター多摩事務所との遠隔労働相談事業」を実施しているため、事業目標及び数値目標の変更が適当である。	B
推進委員会	・事業No.1(経済課)について、男女平等推進への効果を事業実績に記載されたい。 ・事業No.2(職員課)について、数値目標を「男性職員の育児休業取得率 新規対象者50%以上」としているが、個人の価値観や個々の家族の在り方が様々であることは理解したうえで、より高い目標を掲げて男性の育児休業取得への意識づくりに取り組まされたい。一方、育児休業を取得する意識があるにもかかわらず、職場の環境等により取得に至らないケースがあるとすれば、それが最大の問題である。この点を踏まえて、次期計画においては目標を十分検討されたい。また、男女平等推進への効果を事業実績に記載されたい。 ・事業No.2(人権平和課)について、事業実績の記載が不明瞭である。開催した講座が職員向けの講座でないならば、「市民向けの講座に職員の参加を促した」ということがわかるように記載されたい。 ・事業No.3(経済課)については、専門委員会評価と同様。	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B

推進委員会の評価をもとに、総合的な見地から全庁にわたる横断的な推進体制として設置されている推進協議会で行った施策評価です。



## ■令和4年度 施策別事業実績

### 課題1 男性中心型労働慣行の見直し [女性活躍推進計画]

#### 施策1 ワーク・ライフ・バランスの推進

No.1 ワーク・ライフ・バランスに関する広報啓発活動			
事業内容	市報や情報誌、市ホームページ等による広報啓発を行います。 男性が子どもと一緒に参加できる講座開催等により、ワーク・ライフ・バランスについて考える機会を提供します。		
経済課	事業目標	・ワーク・ライフ・バランスに関連したセミナーを東京都等関係機関とともに開催する。 ・ワーク・ライフ・バランスの各種事業・制度に関する情報提供を行う。	数値目標 講座参加者数(オンライン含む) 40人
	事業実績	令和4年6月8日及び15日に東京都労働相談情報センター国分寺事務所と共催で「男女雇用平等セミナー I 女性の活躍とライフワークバランス支援」(定員50名)を実施した。	数値実績 講座参加者数(オンライン含む) 32人
人権平和課	事業目標	・ワーク・ライフ・バランスに関する広報を行い、市民に対する意識啓発を行う。 ・男性も参加できるワーク・ライフ・バランス講座を開催し、男性の家事・育児・介護等への参加を促進する。	数値目標 市報・HP・ツイッター等によるワーク・ライフ・バランスの広報及び講座開催 5回
	事業実績	男女共同参画週間にあわせた「家事シェア講座」や、東京都と共催で「家事・育児にもあるアンコンシャス・バイアスに気づくセミナー」を開催し、ジェンダーに関わらず家事・育児を行うことを推奨する取り組みを行った。あわせて、各種講座のワーク・ライフ・バランスに関する東京都のHPへの掲載依頼を行った。数値実績の内訳のうち、前年度比で講座開催2回増となり、参加者の8割以上が「よかった・とてもよかった」と回答していることから、男女平等に効果的であったと考えられる。	数値実績 市報・HP・ツイッター等によるワーク・ライフ・バランスの広報及び講座開催 7回
No.2 庁内におけるワーク・ライフ・バランスの推進			
事業内容	子育てや介護などと仕事が両立できる環境の充実に努めます。 休暇制度の周知や男性の育児休業の取得率向上に努め、ワーク・ライフ・バランスを推進します。		
職員課	事業目標	・男性職員の育児休業取得の促進(50%以上) ・子育て介護に関する休暇制度の庁内周知	数値目標 男性職員の育児休業取得率 新規対象者50%以上
	事業実績	・新規対象者に対し育児休業の勧奨を行い、11名中7名が育児休業を取得した。 ・4月と10月に庁内向けに子育て介護に関する休暇制度の周知を行った。	数値実績 男性職員の育児休業取得率 新規対象者 63.6%
人権平和課	事業目標	・ワーク・ライフ・バランスに関する広報を行い、庁内に向けた意識啓発を行う。 ・男性も参加できるワーク・ライフ・バランス講座を開催し、庁内周知を行う。	数値目標 市報・HP・ツイッター等によるワーク・ライフ・バランスの広報及び講座開催 5回
	事業実績	国際男性デーにあわせ、性の多様性と男性ジェンダーについて学ぶ講座を開催した。男性の参加を促進するため、オンライン開催及び夜間の開催とし、庁内職員に向けた周知を行った。	数値実績 市報・HP・ツイッター等によるワーク・ライフ・バランスの広報及び講座開催 6回

No.3 庁内・事業者等における長時間労働削減の取組の促進			
事業内容	<p>日常業務や業務分担の見直しを行い、特定事業主行動計画と連動し、超過勤務の縮減目標の達成に向け取り組みます。</p> <p>市内事業者等に向けた広報啓発を行い、長時間労働削減を推進します。</p>		
職員課	事業目標	<p>特定事業主行動計画に基づき超過勤務縮減に取り組む。(一人あたりの月超過勤務数を月6.4時間に縮減)また、当初予測できなかった短期業務について、会計年度任用職員(時間額)の配置によるワークシェアリングを行う。</p>	<p>数値目標</p> <p>一人あたりの月超過勤務時間数 6.4時間</p>
	事業実績	<p>当初予測できなかった短期業務について、会計年度任用職員(時間額)の配置によるワークシェアリングを行ったが、目標を達成することはできなかった。</p>	<p>数値実績</p> <p>一人あたりの月超過勤務時間数 9.4時間</p>
経済課	事業目標	<p>働き方改革に伴う長時間労働削減に関連した個別相談会を働き方改革推進支援センターとともに開催する。</p> <p>働き方改革に関する情報提供・啓発を行う。</p>	<p>数値目標</p> <p>個別相談会の開催回数 ー</p>
	事業実績	<p>移設期間終了後の令和4年10月からは、市役所内にて東京都労働相談情報センター多摩事務所との遠隔労働相談事業を実施している。</p>	<p>数値実績</p> <p>個別相談会の開催回数 ー</p>
人権平和課	事業目標	<p>ワーク・ライフ・バランスや長時間労働削減に関する広報を行い、市内事業者等に対する意識啓発を行う。</p>	<p>数値目標</p> <p>市報・HP・ツイッター等によるワーク・ライフ・バランス及び長時間労働削減の広報 3回</p>
	事業実績	<p>職員に対しては、庁内掲示板で家庭内の家事シェアをテーマにした講座の参加者募集を行った。市内事業者等に対しては、ワーク・ライフ・バランスを促進するための内閣府や都の支援事業に関する広報物を送付し、情報提供を行った。</p>	<p>数値実績</p> <p>市報・HP・ツイッター等によるワーク・ライフ・バランス及び長時間労働削減の広報 3回</p>

課題1 施策1 施策評価		
専門委員会	<p>・事業No.1(経済課)について、数値目標には届かなかったものの、前年度に比べ数値実績が大幅に増えていることは評価できる。事業目標にある情報提供の状況についても記載されたい。</p> <p>・事業No.3(経済課)について、「個別相談会」に代えて「東京都労働相談情報センター多摩事務所との遠隔労働相談事業」を実施しているため、事業目標及び数値目標の変更が適当である。</p>	B
推進委員会	<p>・事業No.1(経済課)について、男女平等推進への効果を事業実績に記載されたい。</p> <p>・事業No.2(職員課)について、数値目標を「男性職員の育児休業取得率 新規対象者50%以上」としているが、個人の価値観や個々の家族の在り方が様々であることは理解したうえで、より高い目標を掲げて男性の育児休業取得への意識づくりに取り組まされたい。一方、育児休業を取得する意識があるにもかかわらず、職場の環境等により取得に至らないケースがあるとすれば、それが最大の問題である。この点を踏まえて、次期計画においては目標を十分検討されたい。また、男女平等推進への効果を事業実績に記載されたい。</p> <p>・事業No.2(人権平和課)について、事業実績の記載が不明瞭である。開催した講座が職員向けの講座でないならば、「市民向けの講座に職員の参加を促した」ということがわかるように記載されたい。</p> <p>・事業No.3(経済課)については、専門委員会評価と同様。</p>	B
推進協議会	<p>両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。</p>	B

## 施策2 男性が家事・育児・介護に参画できる環境づくり

No.4 性別に関わらず家事・育児・介護をするための意識・環境づくり			
事業内容	講座開催等により、様々なスキルや支援の情報提供を行います。 家事・育児・介護は男女が共に行うものであることを啓発し、多様な家族の実情に応じて、性別に関わらず積極的に携わることができる環境を整えます。		
人権平和課	事業目標	・男性も参加できるワーク・ライフ・バランス講座を開催し、男性の家事・育児・介護等への参加を促進する。 ・家事・育児・介護はジェンダーに左右されず行われるものであることを、周知啓発する。	数値目標 市報・HP・ツイッター等によるジェンダー平等の広報及び講座開催 3回
	事業実績	家事・育児等における性別役割分担意識の解消について取り上げる講座を2回開催し、合計90人の参加があった。また、東京経済大学の学生と協力し、女性の社会進出及び男性の育児参画を応援するポスターを作成・展示した。8割以上の参加者が「よかった・とてもよかった」と回答していることから、男女平等推進に効果的であったと考える。	数値実績 市報・HP・ツイッター等によるジェンダー平等の広報及び講座開催 3回
健康推進課	事業目標	妊婦とパートナーを対象として、妊娠・出産・育児に関する知識の習得、母子保健サービスの情報提供、妊娠中の不安の軽減を図り、妊婦・パートナーが共に育児を行うものであることを啓発する。	数値目標 第1子を妊娠中の方のうち、両親学級を受講した方の数 600人
	事業実績	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加人数を制限して実施したが、令和4年11月から「わくわくクラス同窓会」も再開し、先輩ママパパより育児情報を得る機会となった。講座において母子保健サービスの情報提供を行い、妊婦・パートナーが共に育児を行うものであることを保健師講話により啓発した。	数値実績 第1子を妊娠中の方のうち、両親学級を受講した方の数 528人
高齢福祉課	事業目標	・地域包括支援センターが開催する家族介護者交流会等を通じて、性別に関わらず積極的に介護に携わる意識を高める。 ・性別に関わらず介護役割を担う人が、家族や地域から孤立化することを防止する。	数値目標 家族介護者交流会延べ参加者数(オンライン含む) 210人
	事業実績	家族介護者交流会として、地域包括支援センターが、初めて介護に直面した方や介護に関心のある方を広く受け入れ、介護経験者の市民とも交流することで介護負担の軽減や孤立化防止ができています。オンライン開催から対面に切り替えたが、逆に参加者が減少した。	数値実績 家族介護者交流会延べ参加者数(オンライン含む) 107人
子育て相談室	事業目標	通園教室の家庭支援骨子に基づき、父親が参加しやすいように土・日に行事を設定し、特に父親の積極的な行事への参加を呼びかけると共に、父親が育児に参加することへの意識向上を狙って支援を行う。	数値目標 こどもの発達センターつくしんぼ行事に対する父親の平均参加率 82%
	事業実績	対象行事は入園式、保護者交流会、療育参加、こども会、親子行事、卒園式の6つ。父親参加総数64名(平均参加率 67%)目標数値は下回った。コロナ禍により一部、行事の参加に制限をかけたことが原因と考えられる。保護者交流会、療育参加や子ども会は父親の参加が多かったため、引き続き参加のしやすい土・日に行事を設定し、積極的な参加を促していく。	数値実績 こどもの発達センターつくしんぼ行事に対する父親の平均参加率 67%
子ども子育て支援課	事業目標	男女共に育児に関わるよう、親子で楽しめる子どもの遊び場を提供する。	数値目標 土曜日開館児童館 6館
	事業実績	児童館6館で土曜日開館を実施した。土曜日は父親が子どもを連れて来たり、両親そろって子どもと一緒に児童館に来館し子どもの工作を見守る姿なども見られた。	数値実績 土曜日開館児童館 6館

課題1 施策2 施策評価		
専門委員会	事業No.4(子ども子育て支援課)について、数値目標を市内の全児童館数としているため、効果が測りづらい。数値目標の変更や事業実績の記載内容を検討されたい。	B
推進委員会	事業No.4(健康推進課・高齢福祉課・子育て相談室・子ども子育て支援課)について、男女平等推進への効果を事業実績に記載されたい。	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B

### 施策3 就労における男女平等の推進

No.5 事業者等へむけた男女平等・格差是正に関する啓発・情報提供				
事業内容	市報・市ホームページや男女平等推進センター情報誌等の様々な媒体を通じ、各種制度や女性活躍推進法に基づく公開情報を紹介し、均等待遇に向けた事業者への理解を深めます。			
経済課	事業目標	・男女雇用平等に関連したセミナーを東京都等関係機関とともに開催する。 ・男女雇用平等の各種事業・制度に関する情報提供を行う。	数値目標	講座参加者数(1回あたり・オンライン含む) 40人
	事業実績	令和4年7月1日及び6日に東京都労働相談情報センター国分寺事務所と共催で「男女雇用平等セミナーⅡ男性が育休を取得する前に知っておきたい基礎知識」(定員50名)を開催した。	数値実績	講座参加者数(1回あたり・オンライン含む) 36人
人権平和課	事業目標	各種制度や女性活躍推進法に関する広報を行い、事業者等に対する啓発・情報提供を行う。	数値目標	市報・HP・ツイッター等による各種制度や女性活躍推進法の広報 3回
	事業実績	市報において、労働施策総合推進法等についてハラスメント対策強化の観点から記事を作成・掲載した。また、国分寺市商工会に女性活躍推進等に係る広報物を送付し、事業者への周知を依頼した。	数値実績	市報・HP・ツイッター等による各種制度や女性活躍推進法の広報 3回

課題1 施策3 施策評価		
専門委員会	就労における男女平等推進に効果的な事業が実施されているため、継続して取り組まれたい。	B
推進委員会	男女平等推進への効果を事業実績に記載されたい。	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B

## 課題2 女性の活躍の場の拡大〔女性活躍推進計画〕

### 施策1 市の政策・事業者等の方針決定過程への女性の参画促進

No.6 附属機関の委員における性による偏りの解消			
事業内容	各課に対し広報啓発などのポジティブ・アクションを行います。 附属機関の特性を分析し詳細な目標値を設定することで、一方の性が原則として全体で4割を下回る審議会等や女性ゼロの審議会等をなくします。		
政策経営課	事業目標	附属機関の委員構成において、一方の性が原則として全体の4割以上となるよう、令和3年4月1日付けで発出した「国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例の取扱いについて(通達)」及び条例の解釈・運用通知の周知・徹底を図る。加えて、令和2年度中に改正した「国分寺市附属機関等の公募委員候補者の無作為抽出による登録制度実施要綱」に基づき、これまで以上に実効性の高い運用を行う。	数値目標 附属機関の委員における一方の性の委員の割合 全体の40%
	事業実績	・男性委員及び女性委員の構成割合を、それぞれ全委員の4割以上になるよう努める旨を令和3年度から継続して示すとともに、関係各課に対し情報提供や啓発を行った。 ・公募委員候補者の無作為抽出による登録制度の運用において、数値目標を見据えた候補者の紹介を行い、委員における性による偏りの解消を図ったが、要綱設置の会議等では数値が改善されたものの(令和3年度47%→令和4年度49%)、指標となっている附属機関においては、改善が見られなかった。	数値実績 附属機関の委員における女性の委員の割合 全体の31%
人権平和課	事業目標	「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書」に審議会の男女比率を掲載し、各課に現状を周知する。	数値目標 「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書」の発行 1回
	事業実績	「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書」において審議会等に占める男女割合を掲載し、また同報告書を庁内に示すことでその内容を共有した。	数値実績 「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書」の発行 1回

No.7 庁内や事業者等における積極的な女性の管理職登用及び参画推進			
事業内容	女性職員の管理職登用の妨げとなる要因を取り除き、特定事業主行動計画と連動した女性の管理職登用及び参画を推進します。 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を奨励し、事業者等における女性管理職の登用にむけた取組を促進します。		
職員課	事業目標	・キャリアプランの確立を含め女性職員の昇任意欲向上を促す研修を実施する(年1回)。 ・登用された女性職員に対するサポート体制の検討	数値目標 研修実施回数 年1回
	事業実績	令和3年度に引き続き、係長及び主任職の女性職員を対象に、キャリア形成を支援することを目的として、キャリアビジョン研修を実施した。	数値実績 研修実施回数 年1回
経済課	事業目標	・女性活躍推進法をテーマにした労働セミナーを東京都等関係機関とともに開催する。 ・男女活躍推進法に関する情報提供を行う。	数値目標 講座参加者数(オンライン含む) 25人
	事業実績	令和4年6月8日及び15日に東京都労働相談情報センター国分寺事務所と共催で「男女雇用平等セミナー I 女性の活躍とライフワークバランス支援」(定員50名)を実施した。	数値実績 講座参加者数(オンライン含む) 32人
人権平和課	事業目標	一般事業主行動計画に関する広報を行い、事業者等に対する啓発・情報提供を行う。	数値目標 市報・HP・ツイッター等による一般事業主行動計画に関する広報 1回
	事業実績	東京都が開催する、男性管理職など経営者層を対象に女性活躍推進に対するマインド・チェンジ研修や、行動計画策定研修等の女性活躍推進法に基づく研修の情報を、庁内共有及び国分寺市商工会議所に共有した。	数値実績 市報・HP・ツイッター等による一般事業主行動計画に関する広報 1回

No.8 防災・災害時における政策・方針決定への女性の参画推進			
事業内容	防災会議等の防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。災害時には、女性の視点を取り入れた避難所運営を行える環境を整備します。		
防災安全課	事業目標	・防災会議等の政策・方針決定の場に、女性の参画を拡大する。 ・自主防災組織の運営を担う女性防災リーダーを育成する。	数値目標 ①防災会議委員(任期付き)に占める女性の割合 30% ②市民防災まちづくり学校を修了した女性のうち、市民防災推進委員として認定した人の割合 100%
	事業実績	任期付き防災会議委員の任期満了時(令和4年6月末)に各団体へ再委嘱の依頼を行う際に、女性職員の積極的な選任を依頼した。 市民防災まちづくり学校を修了した8名の女性のうち、市民防災推進委員として認定した女性は8名であった。任期付き防災会議委員に占める女性の割合は前年度より低くなってしまったが、市民防災まちづくり学校を修了した女性のうち、市民防災推進委員として認定した人の割合は増加したため、相対的には目標を達成していると考えられる。	数値実績 ①防災会議委員(任期付き)に占める女性の割合 15% ②市民防災まちづくり学校を修了した女性のうち、市民防災推進委員として認定した人の割合 100%

課題2 施策1 施策評価		
専門委員会	事業No.6(政策経営課)について、数値目標指標では全附属機関の委員数の合計が指標となっているが、併せて、一方の性の割合が4割を超えた附属機関の数も指標とする方が適切な評価ができる。	B
推進委員会	・事業No.7(職員課)について、事業内容に「女性職員の管理職員登用の妨げとなる要因を取り除き…」とあるが、研修の実施により、妨げとなる要因をどのように取り除くことができるのか、また、事業目標にある「登用された女性職員に対するサポート体制」に関する内容も事業実績に記載されたい。 ・事業No.7(経済課・人権平和課)、事業No.8について、男女平等推進への効果を事業実績に記載されたい。	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B

## 施策2 女性の就業支援

No.9 女性のキャリア支援			
事業内容	庁内における女性管理職の登用を促進します。 キャリアプランの確立やマネジメント支援により、登用された女性をサポートします。		
職員課	事業目標	・部署ごとに職員の性別による偏りが無い職員配置を行う。 ・女性職員の昇任意欲向上を促す研修を実施する(年1回)。	数値目標 研修実施回数 年1回
	事業実績	令和3年度に引き続き、係長及び主任職の女性職員を対象に、キャリア形成を支援することを目的として、キャリアビジョン研修を実施した。	数値実績 研修実施回数 年1回
人権平和課	事業目標	女性のキャリア支援に関する広報を行い、事業者等に対する啓発・情報提供を行う。	数値目標 市報・HP・ツイッター等による女性のキャリア支援に関する広報 1回
	事業実績	内閣府が開催した「女性活躍推進大賞」「女性従業員のキャリアアップ応援事業」に関するリーフレットやチラシを、各課事業担当者に周知したほか、国分寺市商工会議所へ共有し、関係する企業等への事業周知を推進した。	数値実績 市報・HP・ツイッター等による女性のキャリア支援に関する広報 2回

No.10 子育て・介護等との両立を目指す女性の就業支援			
事業内容	結婚・出産・介護等で離職したが働きたいと考えている女性や起業を目指す女性に対し、広報啓発や講座開催等による就業・起業支援を行います。 育児や介護と仕事の両立などをテーマとした労働セミナーの実施等により、職場環境の改善を推進します。また、就労支援地域連絡会によって関係機関と連携し、就労支援ネットワーク化を強化します。		
経済課	事業目標	・女性の就労支援に関連したセミナーを東京都等関係機関とともに開催する。 ・女性の就業支援に関する各種事業・制度に関する情報提供を行う。	数値目標 講座参加者数(オンライン含む) 40人
	事業実績	令和4年9月20日に東京しごとセンター多摩と共催で「仕事でもプライベートでも役立つ 大人メイク講座&交流会in国分寺」(定員50名)を実施した。受講者アンケートで「普段交流のない企業の方の話が聞けて大変参考になった。」「初めての参加でしたが、働くことへの第一歩になるかなと思いました。」「タイトル・内容に関心があったから。」などの声が寄せられ、テーマを限定したことの効果として、必要な情報がより必要な方に届いたと実感した。	数値実績 講座参加者数(オンライン含む) 31人
人権平和課	事業目標	・結婚・出産・介護等で離職した女性を対象に、再就職への不安や悩みを払拭できるような啓発講座を開催する。 ・起業を目指す女性を対象とした起業講座を開催し、就労以外の働き方があることを周知する。	数値目標 女性の再就職支援事業又は起業講座開催回数 3回
	事業実績	アフターコロナを踏まえた新しい働き方について、国分寺市のNPO法人等で活動する講師を招き、女性の再就職支援講座を開催した。なお、昨年度の参加実績を鑑み、3回分の講座内容を1回に要約して実施した。	数値実績 女性の再就職支援事業又は起業講座開催回数 1回

No.11 農業における女性の活躍推進			
事業内容	農業委員会等の意思決定の場への女性参画や「家族経営協定」の締結促進により、農業における女性活躍を推進します。		
経済課	事業目標	家族経営協定制度について情報提供を行う。	数値目標 家族経営協定に関する情報をJA回覧を通じて市内農業者に周知 年1回
	事業実績	令和4年12月にJA回覧を通じて市内農業者に周知を行った。また、農業関係者等の会議やイベントの機会を活用し、積極的な周知を行った。	数値実績 家族経営協定に関する情報をJA回覧を通じて市内農業者に周知 1回

課題2 施策2 施策評価		
専門委員会	事業No.11(経済課)について、数値実績以外にも積極的な周知を行ったことは評価できる。	B
推進委員会	・事業No.9について、事業内容の記載が庁内における事業か、庁外も含めた事業かがわかりにくい。次期計画では明確な記載となるよう検討されたい。 ・事業No.9(職員課)、事業No.10(人権平和課)について、男女平等推進への効果を事業実績に記載されたい。 ・事業No.11について、事業内容にある「農業委員会等の意思決定の場への女性参画」に関する内容を事業実績に記載されたい。	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B

### 施策3 子育て・介護への支援

No.12 子育てに関する総合的な支援・相談の充実			
事業内容	保育所等を整備し、待機児童解消を図るとともに、多様化する保育ニーズへ対応するため、保育従事者の負担に配慮しながら、各種の保育事業の充実に努めます。また、相談事業や情報提供を充実させ、子育て支援の充実を図るとともに、放課後の子どもの居場所づくりの推進に努めます。		
子ども若者計画課	事業目標	国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画に基づき学童保育所を整備する。このことにより、子どもが安全・安心に過ごせる環境を確保し、保護者が性別の区別や制約なく、子育てをしながら就労し、活躍できる社会を実現するための環境を整える。	数値目標 学童保育所定員数 1,377人
	事業実績	民設民営学童保育所として、学童保育じゃんぱ本町クラブ(定員30人)の整備を行った(令和4年4月1日開所)。また、子どもが安全・安心に過ごせる環境の確保として、市内の学童保育所では、1支援単位(おおむね40人程度)につき、職員を2人配置し、うち1人以上は、有資格者としている。加えて、障害等により配慮を要する子どもについては、職員を追加して配置するなどの対応を行っている。なお、学童保育所の在籍人数は、令和4年4月1日時点で1,686人となっている。	数値実績 学童保育所定員数 1,397人
保育幼稚園課	事業目標	保育コンシェルジュが利用者の個別のニーズを把握し、情報の集約・提供、相談、利用者支援等を行うことにより、教育・保育施設を円滑に利用できるようサポートする。	数値目標 利用者支援事業(保育コンシェルジュ)の年間相談・支援件数 670件
	事業実績	教育・保育施設を円滑に利用できるよう、保護者から保育所等の入所に関する相談に対時的確かつ寄り添った助言を行い、認可保育所・地域型保育・認可外保育所の空き状況を把握し、希望に沿った施設を案内した。	数値実績 利用者支援事業(保育コンシェルジュ)の年間相談・支援件数 660件
子育て相談室	事業目標	・子ども家庭支援センターにて、18歳未満の子ども及びその保護者等を対象に、子どもや子育てに関する相談、情報提供、助言、その他必要な支援を行う。 ・子育て支援サービスを円滑に利用できるよう子育て応援パートナーが、親子ひろば事業や市内の子育て支援活動場所を定期的に巡回し、子育てに関する相談を受け、サービスの情報提供、助言等の援助を行う。	数値目標 ①子どもに関する総合相談の新規受理件数 590件 ②利用者支援事業(子育て応援パートナー)の年間相談・支援件数 550件
	事業実績	総合相談の新規受理件数は目標を60件ほど下回ったが、受け付けた相談については、関係機関と連携し、課題解決に向けて取り組んだ。 公園や乳幼児を対象とした子育て支援活動を実施する団体等の活動場所を積極的に巡回したことにより、相談件数が増加した。近隣市の情報も含めたサービスの情報提供を行った。相談内訳:サービスの問い合わせ等289件(30.4%)、親自身の悩み 134件(14.6%)	数値実績 ①子どもに関する総合相談の新規受理件数 518件 ②利用者支援事業(子育て応援パートナー)の年間相談・支援件数 920件

No.13 介護者への支援			
事業内容	介護保険制度等の適切な利用により介護負担を軽減します。 地域包括支援センターを中心とした講座や相談会の開催、介護人材の確保及び介護休暇の定着により、介護を社会全体で支える環境を整えます。		
高齢福祉課	事業目標	介護負担を軽減し、介護を社会全体で支えていくため、介護保険制度の普及・利用促進を図るとともに、介護サービスの周知を行う。	数値目標 介護保険制度パンフレット発行部数 3,200冊
	事業実績	介護保険制度パンフレットを発行し、各地域包括支援センターや高齢福祉課窓口に配架することにより、介護保険制度の普及・利用促進を図り、介護サービスの周知を行うことができた。	数値実績 介護保険制度パンフレット発行部数 3,200冊



課題2 施策3 施策評価		
専門委員会	事業No.12(保育幼稚園課・子育て相談室)について、件数には表れない事業の取組内容や効果についての記載があれば、より適切な評価ができる。	B
推進委員会	・事業No.12(子育て相談室)について、数値実績の一方は数値目標を下回っているが、総合的に見れば数値目標を達成したと評価する。 ・事業No.13について、数値目標が単に「パンフレット発行部数」では、評価することが難しい。配布数やそのほか男女平等推進への効果を測ることができる数値目標を検討されたい。	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B

#### 施策4 地域における男女共同参画

No.14 男女共同参画の視点による市民活動の支援			
事業内容	市民のニーズに沿った男女共同参画講座を公民館や男女平等推進センター等で開催し、男女が共に地域活動に参加する機会をつくります。 広報啓発や団体活動の場の提供等により、誰もが活躍できる市民活動を支援します。		
協働コミュニティ課	事業目標	・市民活動フェスティバルを実施する。 ・市民活動に関する情報の収集及び提供を行う。	数値目標 ①市民活動フェスティバルの実施 1回 ②市民活動センター登録団体情報冊子の発行 1回
	事業実績	市民活動フェスティバルは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場や日程を分散するとともにオンラインを活用し、令和4年10月1日から10月31日まで実施した。市民活動センター登録団体情報冊子を令和4年6月に発行した。	数値実績 ①市民活動フェスティバルの実施 1回 ②市民活動センター登録団体情報冊子の発行 1回
人権平和課	事業目標	・男女共同参画の拠点となる男女平等推進センターの周知を行う。 ・講座アンケートによる要望等をふまえ、男女共同参画講座を開催する。	数値目標 市報・HP・ツイッター等による男女平等推進センターの広報及び講座開催 3回
	事業実績	「男女共同参画」「SRHR(性と生殖に関する健康と権利)」などの女性のエンパワーメントに係るテーマだけでなく「性の多様性」「男性ジェンダー」といった多様な視点からジェンダー平等を考える講座を実施し、各種広報を行った。講座のオンライン開催や夜間開催により、男性の参加者が増加した。また、東京都との共催により「アンコンシャス・バイアス」解消の講座を実施し、意識啓発に加えセンター認知度の向上に取り組んだ。	数値実績 市報・HP・ツイッター等による男女平等推進センターの広報及び講座開催 5回
公民館課	事業目標	・地域での活動に参加する機会として、多様な内容の講座を実施する。講座終了後も継続した活動ができるようにグループ化を進める。 ・公共施設予約システムの完全実施を目指す。	数値目標 講座終了後にグループ化した数 10
	事業実績	各館において、グループ化できそうな講座において、積極的に進めたところ、目標数値を達成した。	数値実績 講座終了後にグループ化した数 10

No.15 地域活動への参画促進			
事業内容	自治会・町内会に関する広報を行い、多様な担い手による地域活動を促進します。また、地域活動については、誰もが参画できるよう広く意識啓発を行います。		
協働コミュニティ課	事業目標	自治会・町内会連絡会を開催し、広く市政情報の提供を行いながら、地域活動の促進や、意識啓発につなげる。	数値目標 自治会・町内会連絡会開催回数(書面開催を含む) 2回
	事業実績	第1回を令和4年5月26日及び28日に、第2回を令和4年11月6日に開催した。なお、第2回においては、オンラインでの出席を可能とし、開催した。また、欠席した団体のうち、資料の郵送を希望する団体には、別途郵送対応を行い、市政情報を広く提供することができた。	数値実績 自治会・町内会連絡会開催回数(書面開催を含む) 2回

課題2 施策4 施策評価		
専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業No.14(協働コミュニティ課)について、市民活動フェスティバルの実施や登録団体情報冊子の発行により、どのような効果があったのかを検証していくことが必要である。</li> <li>・事業No.14(公民館課)について、グループ化への積極的な取組の具体的な内容について記載があると、より適切な評価ができる。</li> <li>・事業No.15(協働コミュニティ課)について、事業目標を踏まえ、より効果的な取組を検討されたい。</li> </ul>	B
推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業No.12(子ども若者計画課)について、数値目標を達成している一方で、学童保育所は定員を大幅に超えた運営となっている。子どもが安全・安心に過ごせる環境、もって女性が働き続けられる環境の整備に努められたい。</li> <li>・事業No.14(協働コミュニティ課・公民館課)、事業No.15について、実施されている事業がどのように男女平等推進に寄与するかが明確になるよう事業実績を記載されたい。</li> </ul>	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B

## 施策5 生活の安定と自立の促進

No.16 高齢者や障害者、日本語を母語としない女性への支援			
事業内容	高齢者や障害者、日本語を母語としない女性のニーズの把握や必要な支援を行い、誰もが安全・安心に暮らせる社会づくりを推進します。		
人権平和課	事業目標	情報の多言語化を進め、必要とする外国人に生活や教育のサポートを行う。また、国際理解・国際交流イベントや講座を実施する。	数値目標 市ホームページ・多言語ページへのアクセス数(月平均) 700
	事業実績	市ホームページの多言語化を進めていくとともに、外国籍等の児童・生徒のための日本語支援サポーター派遣事業を実施した。また、国分寺市国際協会への支援により日本語教室や外国人生活相談窓口を開設し、ニーズの把握に努め、必要な支援を行った。加えて、職員向けに「やさしい日本語」研修を開催し、日本語を母語としない方への対応に関する理解促進を図った。数値実績が減となった理由として、コロナ関連情報へのアクセスが減ったことが考えられる。	数値実績 市ホームページ・多言語ページへのアクセス数(月平均) 413
障害福祉課	事業目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の一般就労の機会の拡大を図ります。</li> <li>・障害者が安心して働き続けることができるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供します。</li> </ul>	数値目標 障害者就労支援センター登録者数 285人
	事業実績	相談内容が多様化・複雑化してきており、就労支援以上に生活支援や不安解消のニーズが増えている状況にあり、個々のケースに応じた支援を丁寧に行った。就職後は職場でのトラブルを未然に防止し、解決するために職場を訪問し、利用者、家族及び事業主に対し必要な助言や調整を行った。	数値実績 障害者就労支援センター登録者数 292人
高齢福祉課	事業目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、包括的な支援体制を構築する。</li> <li>・国分寺市地域ケア会議実施要綱に基づく各種会議を開催し、地域包括ケアシステムの推進を図る。</li> </ul>	数値目標 地域ケア会議各種会議開催数(親会議、小地域ケア会議、個別支援会議、専門部会) 140回
	事業実績	小地域ケア会議を各地域包括支援センター毎に年2回開催し、生活圏域ごとの地域課題等から、支援体制の構築強化に取り組んでいる。個別支援会議からも地域課題を吸い上げる取組も行っている。	数値実績 地域ケア会議各種会議開催数(親会議、小地域ケア会議、個別支援会議、専門部会) 147回

No.17 ひとり親家庭の生活安定と自立支援			
事業内容	相談事業の実施に加え、生活自立支援やホームヘルプサービス派遣により、ひとり親家庭の生活安定と自立を促進します。		
生活福祉課	事業目標	・母子及び父子・女性福祉資金貸付、ひとり親家庭自立支援給付事業を実施することにより、ひとり親家庭の自立のための支援を行う。 ・「ひとり親家庭のしおり」の配布及び相談時に活用することにより、事業周知を行う。	数値目標 ①国分寺市市報へ掲載 年1回 ②児童扶養手当受給世帯を対象に制度のチラシを送付 年1回 ③ぶんバスつり広告 年1回
	事業実績	ひとり親家庭自立支援給付金事業、母子及び父子・女性福祉資金事業について、10月1日号市報へ掲載し事業周知を実施した。また、児童扶養手当受給世帯を対象に制度のチラシを7月に送付、1月1日からぶんバスのつり広告での周知も実施した。あわせて「ひとり親家庭のしおり」を4月に更新し、市HPへ掲載、関係各課から希望者に配布するとともに、母子・父子自立支援員との随時の相談際、制度について説明をしながら配付した。	数値実績 ①国分寺市市報へ掲載 年1回 ②児童扶養手当受給世帯を対象に制度のチラシを送付 年1回 ③ぶんバスつり広告 年1回
子ども子育て支援課	事業目標	ひとり親家庭に関連する手当・医療費助成制度について、ホームページや窓口説明用チラシにて情報を提供し、広く制度の周知を行うとともに、市民課や生活福祉課、子育て相談室等の関係部署と綿密な連携を図ることにより、対象となる相談者を適切に受給に繋いでいく。	数値目標 毎年8月の現況届の手続により現在のひとり親家庭の状況を把握する。また、窓口説明用チラシによる情報提供を適宜行い、新規対象となる世帯への周知を行う。あわせて市報でも制度の周知を行う。
	事業実績	申請相談に対する適切な案内を行い、各手当の認定・支給業務及びひとり親家庭等医療費助成の医療証発行、医療費の助成に繋がった。ひとり親関係の申請は相談者により案内が異なり複数回来庁してもらうことも多いが、受付簿等を活用し職員間の情報共有を行うことで、相談者に対して状況に応じた案内を行うことができた。また、現況届時の生活福祉課との連携や、申請相談時の状況に応じた関係課との連携についても適切に実施することができた。	数値実績 8月の現況届の手続により現在のひとり親家庭の状況を把握した。また、窓口説明用チラシによる情報提供を適宜行い、新規対象となる世帯への周知を行った。あわせて市報でも制度の周知を行った。
子育て相談室	事業目標	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定期間ホームヘルパーを派遣し、ひとり親家庭の生活安定と自立支援を図る。	数値目標 ひとり親家庭ホームヘルプサービス利用世帯数 16世帯
	事業実績	関係機関と連携しながら事業周知に努め、日常生活を営むのに支障があるひとり親家庭に対して、サービスの提供を行った。	数値実績 ひとり親家庭ホームヘルプサービス利用世帯数 16世帯

課題2 施策5 施策評価		
専門委員会	・事業No.16(人権平和課)について、新型コロナの影響から数値実績が変動しているが、今後の展望をもって事業に取り組む必要がある。 ・事業No.17(生活福祉課)について、事業周知に様々取り組まれているが、デジタル化等のより効果的な手法についても検討されたい。	B
推進委員会	事業No.16について、事業内容にある「女性のニーズの把握や必要な支援」に関する内容を事業実績に記載されたい。	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B

## 施策6 生涯にわたる健康支援

No.18 生涯を通じた健康支援			
事業内容	広報啓発や講座開催等により、女性特有の疾病や健康上の課題について学ぶ機会を提供します。また、庁内関係課と連携した健康支援に取り組みます。		
人権平和課	事業目標	・女性の疾病や健康をテーマとした講座を開催する。 ・講座参加者や相談窓口利用者から健康上の相談があった場合は、庁内関係機関と連携し対応する。	数値目標 講座開催及び庁内関係機関との連携 2回
	事業実績	小中学生向け・高校生以上向けと年齢層別に分けたデートDV防止・SRHR(性と生殖に関する健康と権利)講座を実施した。また、3月の国際女性デー・女性の健康週間にあわせ、女性のための健康講座を実施し、健康推進課と連携し、相談窓口の周知や啓発物品の配布を行った。	数値実績 講座開催及び庁内関係機関との連携 3回
健康推進課	事業目標	健康講座の開催、市報やHP、ポスター掲示、チラシや啓発グッズの配架等による情報発信を行い、女性特有の健康課題について正しく知り理解を推進するための啓発を行う。	数値目標 ①乳がん検診受診率 9.8% ②子宮がん検診受診率 8.5%
	事業実績	通年でのポスター掲示やチラシ配架に加え、他の健(検)診と併せて個別通知の送付や市報記事掲載を行い、また、女性の健康週間・ピンクリボン月間には啓発特設コーナーを設置した。乳がん検診については、令和4年度に医療機関を1か所増やして実施したことにより、受診率を前年度比で向上させることができた。子宮がん検診については、令和3年度に無料クーポン券の対象者を大幅に拡大したことで受診者数が増えたが、同年度の受診者は令和4年度の対象外となるため、受診者数の伸びは見られなかった。 骨粗しょう症予防講座において、女性に多い健康課題について普及啓発した。	数値実績 ①乳がん検診受診率 8.8% ②子宮がん検診受診率 9.6%

No.19 妊産婦への支援			
事業内容	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み育てることができる地域づくりを目指します。		
健康推進課	事業目標	妊婦を対象に保健師等がゆりかご・こくぶんじ面接を実施。妊娠期から子育て期にかけ(妊婦訪問・新生児訪問・乳幼児健診・乳幼児母性健康相談等)電話・訪問等で母子の相談を実施する。	数値目標 「保健センター」が子どもに関する相談場所であることを知っていると回答した割合(市民アンケート結果より) 64%
	事業実績	妊娠期から子育て期にかけて、ゆりかご・こくぶんじ面接、妊婦訪問、産婦・新生児訪問、乳幼児健診等を通して、妊産婦・乳幼児の心身の健康の保持・増進を図った。妊娠・出産・子育て期へと家庭環境が変化するなかでの家庭内での家事・育児の役割分担について意識するよう両親学級で保健師が講話したり、各事業において相談対応を行った。	数値実績 「保健センター」が子どもに関する相談場所であることを知っていると回答した割合(市民アンケート結果より) 65.1%

課題2 施策6 施策評価		
専門委員会	各所管課の評価のとおりとする。	B
推進委員会	専門委員会の評価のとおりとする。	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B

### 課題3 男女平等意識の醸成

#### 施策1 様々な分野における男女平等の意識づくり

##### No.20 男女共同参画に関する情報・学習機会の提供

事業内容	男女平等推進センターや公民館、図書館で、女性のエンパワーメントや性別役割分担意識の解消、国際社会の取組をテーマとした講座開催等により、市民が継続して学ぶ機会を提供します。 自主的に活動する意思のある市民に対しては、活動支援を行います。		
市政戦略室	事業目標	市報・ホームページ・SNS等あらゆる媒体を活用して、男女共同参画に関する広報活動を行っていく。	数値目標 男女共同参画に関する広報 2回
	事業実績	男女共同参画週間、国際ガールズデー、国際女性デーの市報記事について、紙面を大きく割いて掲載した。また、広報ラジオ番組では男女共同参画をテーマとして取り上げ、放送後はYouTubeチャンネルでも公開した。国際女性デーは市報1面に掲載したため、多くの市民の目に触れることとなった。	数値実績 男女共同参画に関する広報 4回
人権平和課	事業目標	・男女共同参画推進に関する広報を行い、市民の意識づくりを推進する。 ・女性のエンパワーメントや性別役割分担意識の解消などをテーマにした講座等を開催する。	数値目標 市報・HP・ツイッター等による男女共同参画の広報及び講座開催 8回
	事業実績	人権平和課主催・男女平等推進センター主催の講座を8回開催し、付随する広報を行った。国際女性教育会館に依頼し、女性視点の防災・SRHR(性と生殖に関する健康と権利)に関する書籍の展示・貸出を行った。また、男女共同参画の促進に向けた活動をしている団体の施設使用料免除などの活動支援を行った。	数値実績 市報・HP・ツイッター等による男女共同参画の広報及び講座開催 16回
子ども子育て支援課	事業目標	性別を意識しない教育環境を整える。	数値目標 環境整備のための職員間共通認識のための会議 1回
	事業実績	5月と10月に全体合同会議を行い、施設間の情報共有を行った。性別を意識しないような子どもたちへの言葉かけや施設での配慮についてなど職員間で共有することができた。	数値実績 環境整備のための職員間共通認識のための会議 2回
公民館課	事業目標	一人ひとりを大事にしながら、生き生きと暮らせる社会を目指すため、保育・託児付き講座を実施し、自主的に活動する意思のある子育て世代の学びを支援する。	数値目標 全館で保育や託児付きの子育て関連講座を100回以上実施 110回
	事業実績	幼い子を持つ保護者向けの講座は勿論、世代間を超えて講座を開催する際に保育付きや託児の講座を広く開催したこと、また、複数回開催する講座を保育付き等にしたことにより、幼い子を持つ保護者の参加が増加したことにより目標数値を超える数値となった。	数値実績 全館で保育や託児付きの子育て関連講座を100回以上実施 136回
図書館課	事業目標	・6月の「男女共同参画週間」、11月の「女性に暴力をなくす運動」に関連図書の展示を行い、意識を高める。 ・関係資料の配布・掲示を行い、ライツこくぶんじ情報の周知を行う。	数値目標 ①関連図書の展示冊数 95冊 ②関連図書の貸出回数 220回
	事業実績	男女共同参画や女性への暴力の関連本(分類367.2～367.6)を新たに20冊受入れ、利用者に貸出しできるようにし、市民が学ぶ機会の提供を努めた。また、6月の「男女共同参画週間」(60冊)、11月の「女性に暴力をなくす運動」(53冊)期間に展示し、昨年度より多い資料の展示を行った。「ライツこくぶんじ」については、令和3年度に製本を行った以降に発行されたものから最新号までをファイルにまとめて貸出しできるようにし、学びの機会の充実に努めた。	数値実績 ①関連図書の展示冊数 113冊 ②関連図書の貸出回数 270回

No.21 職員の男女共同参画意識の醸成			
事業内容	職員意識をふまえた広報啓発や職員研修の実施により、職員の男女共同参画意識を醸成し、誰もが働きやすい環境づくりを推進します。		
職員課	事業 目標	・ワークライフバランスの意識啓発を図るための研修を実施する(年1回)。 ・東京都市町村職員研修所研修「男女共同参画研修」に職員を派遣する(年2回)。 ・ワークライフバランスの意識啓発のため、子育て介護に関する休暇制度の庁内周知	数値 目標 ①ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を図るための研修実施回数 年1回 ②東京都市町村職員研修所研修「男女共同参画研修」への職員派遣 年2回
	事業 実績	・ワークライフバランスの意識啓発を図るため、「ワーク・ライフ・バランス研修」を実施した。 ・令和4年10月及び令和5年2月に実施された、東京都市町村職員研修所研修「男女共同参画研修」に職員を派遣した。 ・「育児・介護・特別活動に関する休暇制度について」(冊子資料)をイントラネット掲示板に掲示し、休暇制度の周知を図った。	数値 実績 ①ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を図るための研修実施回数 1回 ②東京都市町村職員研修所研修「男女共同参画研修」への職員派遣 2回
人権平和課	事業 目標	・新任職員研修や広報連絡員会議に参加し、男女共同参画意識を持つことの重要性を伝える。 ・職員研修を開催し、参加者アンケート等を通じて職員意識の把握を行う。	数値 目標 新任職員研修・広報連絡員会議への参加及び講座開催 3回
	事業 実績	新任職員研修におけるジェンダー平等・性の多様性の意識啓発を行うとともに、広報連絡会議において表現のガイドラインの活用促進を通して、市職員としてジェンダー平等意識に基づいた表現を工夫することの重要性を伝えた。また、性の多様性職員研修を実施し、参加者の92%が「とてもよかった・まあまあよかった」と回答したことから職員の意識改革を図ることができたと考える。	数値 実績 新任職員研修・広報連絡員会議への参加及び講座開催 3回

課題3 施策1 施策評価		
専門委員会	各所管課の評価のとおりとする。	B
推進委員会	・施策名にある「男女平等の意識づくり」は、男女平等推進のために極めて重要である。講座及び研修の開催や現行の広報・周知にとどまらず、実効性のある事業目標の検討を期待する。 ・事業No.21(人権平和課)について、表現のガイドラインの活用や職員研修により、職員の意識醸成が進んでおり、男女平等推進への効果があったと評価する。	A
推進協議会	事業No.21(人権平和課)について、表現のガイドラインの活用は市の広報や刊行物等作成のためだけでなく、職員の男女共同参画意識の改革にもつながるものであり、協議会としても推進委員会と同様の評価とする。	A

## 施策2 ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消

No.22 ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消				
事業内容	講座開催や市報・情報誌などを通じた広報啓発により、固定的な役割分担の解消及びジェンダーについての理解を促進します。			
人権平和課	事業目標	・ジェンダーに関する広報を行い、市民に対する意識啓発を行う。 ・ジェンダーに関する講座を開催し、固定的な役割分担解消に向けた啓発を行う。	数値目標	市報・HP・ツイッター等によるジェンダーの広報及び講座開催 3回
	事業実績	家事・育児に関わる家庭内の性別役割分担意識の解消をテーマとする講座を、男女共同参画週間にあわせ主催・東京都と共催して意識啓発を行った。また、各種国際デー等に合わせたパネル展示や書籍の特別展示を行った。	数値実績	市報・HP・ツイッター等によるジェンダーの広報及び講座開催 12回

### 課題3 施策2 施策評価

専門委員会	各所管課の評価のとおりとする。	A
推進委員会	数値実績を広報と講座開催に分けてそれぞれの回数を記載されたい。	A
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	A

## 施策3 男女平等事例の見える化

No.23 男女平等参画への取組の見える化				
事業内容	男女平等推進センターにおける取組に加え、国や都、他自治体の取組を効果的に発信し、市民の男女共同参画意識の向上を図ります。			
人権平和課	事業目標	・男女平等推進センターの事業内容を広報し、市の男女共同参画の取組を市民に周知する。 ・国や都、他自治体の取組を収集し、広く情報発信を行う。	数値目標	市報・HP・ツイッター等によるジェンダーの広報及び企画 3回
	事業実績	男女共同参画週間、国際女性デーにあわせてパネル展示を行った。パネル展示においては電子によるアンケートやシールを貼ってもらうアンケートを実施し、市民のニーズ把握に取り組んだ。また、男女共同参画と防災講座を実施した際、防災安全課の協力の下地域の防災推進委員等に参加をいただいた。	数値実績	市報・HP・ツイッター等によるジェンダーの広報及び企画 3回

### 課題3 施策3 施策評価

専門委員会	各所管課の評価のとおりとする。	B
推進委員会	パネル展示に関して、より効果的な場所の検討や、展示内容をホームページにも掲載するなど、更なる工夫を期待する。	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B

## 施策4 たがいの性を理解し尊重する意識の醸成

No.24 たがいの性を理解し、尊重するための学習機会の提供				
事業内容	男女平等推進センターでの講座開催に加え、学校教育における人権尊重の視点に立った授業や、児童館での異年齢交流を通じ、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)」を普及します。性について正しく理解し、自分自身を守るための知識を身に付ける機会を提供します。			
人権平和課	事業目標	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座を開催し、用語の解説も含めた啓発を行う。	数値目標	市報・HP・ツイッター等によるリプロダクティブ・ヘルス/ライツの広報及び講座開催 2回
	事業実績	小・中学生向けデートDV防止講座及び高校生以上向けのデートDV・SRHR(性と生殖に関する健康と権利)講座を実施した。高校生以上向け講座については、オンラインとのハイブリッド開催とし、学習の機会を広く提供した。	数値実績	市報・HP・ツイッター等によるリプロダクティブ・ヘルス/ライツの広報及び講座開催 2回
子ども子育て支援課	事業目標	児童館において日常的に幅広い学年の関わりを持つことによって、多様な性の理解と人権を尊重する意識醸成を行う。	数値目標	男女が空間を共有しコミュニケーションや会話できる行事実施回数 30回
	事業実績	令和4年度はまつり等の大規模なイベントも感染症対策をしながら再開することができ、利用者協議会等の目標の行事実施回数を大きく越えて達成できた。児童館のマナーやマスク着用等の意見交換を行う中で相手への思いやりや距離の取り方などの利用者の意識が高まった。	数値実績	男女が空間を共有しコミュニケーションや会話できる行事実施回数 105回
学校指導課	事業目標	東京都の「人権教育プログラム」「性教育の手引き」に基づき、市立小・中学校が人権教育全体計画及び年間計画を作成して、指導を行う。	数値目標	市立小・中学校15校全校で実施
	事業実績	すべての市立小・中学校において、作成された人権教育全体計画及び年間計画に基づく指導が行われ、性について正しく理解し、自分自身を守るための知識を身に付ける機会を提供することができた。	数値実績	市立小・中学校15校全校で実施
No.25 多様な性への理解促進				
事業内容	幅広い世代にパートナーシップ制度を周知します。また、市民講座や職員・教職員研修、小中学校における授業等を通じた多様な性への意識啓発に取り組み、誰もが個人として尊重されるジェンダー平等を目指します。平時から災害時における男女の性差や多様な性の課題について広報啓発を行うことで、市民理解や共助を促進します。			
職員課	事業目標	・新任研修において多様な性への理解促進をテーマとした研修を行う。 ・同研修の資料について全庁的な周知を行う。	数値目標	①新任研修における多様な性への理解促進をテーマとした研修実施回数 年1回 ②研修資料の全庁的な周知 年1回
	事業実績	・新任研修において多様な性への理解促進をテーマとした研修を実施した。 ・同研修の資料をイントラネットに掲示し、周知を図った。	数値実績	①新任研修において多様な性への理解促進をテーマとした研修実施回数 1回 ②研修資料の全庁的な周知 1回
防災安全課	事業目標	男女の視点や多様な性に配慮した避難所運営の確立	数値目標	学校講座及び防災訓練等における啓発回数 各1回
	事業実績	第41回市民防災まちづくり学校第7回(共助力Ⅱ:10月29日実施)において、あんどうりす先生による「多様な性への配慮と地域の人材の活用」をテーマに講座を行い、多様性に関する市民理解を促した。また、アンケートを実施し、12名から回答があり、大変良かった・良かったが9名、普通が3名であり、効果的な内容であったと分析される。	数値実績	学校講座及び防災訓練等における啓発回数 各1回



人権平和課	事業 目標	・パートナーシップ制度を周知し、制度の認知をきっかけとした多様な性への理解を促進する。 ・多様な性やジェンダーをテーマとした講座を開催し、意識啓発を行う。	数値 目標	パートナーシップ制度の周知及び講座 開催 5回
	事業 実績	東京レインボープライドに多摩地域の行政として唯一単独出展し、パートナーシップ制度・にじいろ相談の周知やアンケートによる当事者等のニーズ調査を行った。また、多摩地域連携市との若年層セクシュアル・マイノリティ支援事業に加入し、教員・職員研修や居場所づくり事業を行ったほか、東京都パートナーシップ宣誓制度との協定を結び、利用できる行政サービスの拡充を検討した。	数値 実績	パートナーシップ制度の周知及び講座 開催 5回
学校指導課	事業 目標	市立小・中学校は、東京都の「人権教育プログラム」「性教育の手引き」等を活用し、多様な性への理解促進に資する教職員向けの研修を行う。	数値 目標	市立小・中学校15校全校で実施
	事業 実績	すべての市立小・中学校において、東京都の「人権教育プログラム」「性教育の手引き」等を活用した教職員向けの研修が行なわれ、多様な性への理解が促進された。	数値 実績	市立小・中学校15校全校で実施

### 課題3 施策4 施策評価

専門委員会	・事業No.24(人権平和課)について、高校生以上向けの講座の開催にあたり、オンラインの手法も取り入れることにより参加しやすい環境を整備したことは評価できる。 ・事業No.24・25(学校指導課)について、男女平等推進への大きな効果があったと所管課が評価する理由を読み取ることができない。より具体的な取組や効果測定の結果を事業実績に記載されたい。また、数値目標を「市立小・中学校15校全校」としているため、効果を測ることができない。数値目標の変更や事業実績の記載内容を検討されたい。	B
推進委員会	事業No.24・25(学校指導課)について、専門委員会の評価と同様。	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B

## 課題4 男女平等教育の充実

### 施策1 学校における人権・男女平等教育の充実

#### No.26 男女共同参画の視点をふまえた教育活動の推進

事業内容	各教科・道徳・特別活動等教育活動全体を通じ、児童・生徒の発達段階に応じた人権尊重、男女共同参画意識を育む教育を地域社会と共に推進します。		
学校指導課	事業目標	市立小・中学校は、人権教育全体計画に基づき、計画的に児童・生徒の人権意識の高揚を図る。人権教育推進委員会の作成するリーフレットによる啓発を図る。	数値目標 市立小・中学校15校全校で実施
	事業実績	すべての市立小・中学校の授業において、人権教育推進委員会の作成するリーフレット等を活用し、児童・生徒の人権意識の高揚を図ることができた。	数値実績 市立小・中学校15校全校で実施

#### No.27 性別にとらわれない職業意識の醸成、進路指導

事業内容	職場体験や進路指導などにおいて、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず主体的に進路を選択する能力・態度を地域社会と共に育みます。		
学校指導課	事業目標	市立小・中学校は、キャリア教育全体計画を作成し、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず主体的に進路を選択する能力・態度を育むなど、育成すべき資質・能力を明確にして計画的にキャリア教育を推進する。	数値目標 市立小・中学校15校全校で実施
	事業実績	作成されたキャリア教育全体計画に基づき、すべての市立小・中学校において育成すべき資質・能力を明確にしたキャリア教育が行われ、主体的に進路を選択する能力・態度を育むことができた。	数値実績 市立小・中学校15校全校で実施

#### No.28 教職員への男女共同参画に関する研修の実施

事業内容	教職員に対する男女共同参画意識を徹底し、教育の場における男女共同参画を推進します。		
学校指導課	事業目標	市立小・中学校は、服務事故防止の観点から、服務事故防止研修の徹底など具体的な方策を通して、教育の場における男女共同参画を推進する。	数値目標 市立小・中学校15校全校で実施
	事業実績	すべての市立小・中学校において、計画的に服務事故防止研修が実施された。	数値実績 市立小・中学校15校全校で実施

#### No.29 児童・生徒・教職員への男女共同参画意識の啓発

事業内容	男女平等推進センターにおいて啓発資料を作成し、若年期からの意識啓発に取り組みます。学校教育の場においても、男女平等推進センター等の資料を活用し、児童・生徒の意識醸成を図ります。		
人権平和課	事業目標	市内都立高校等へのリーフレット及び講座チラシ配布等により、若年層に対する男女共同参画意識の啓発を行う。	数値目標 市内都立高校等へのリーフレット配布3回
	事業実績	市内公立中学校、高校、大学、専門学校において、若年層向けデートDV防止リーフレットを配布した。また、電子データの掲示による周知も行った。また男女共同参画やデートDV防止をテーマとする講座について、参加を促してもらうよう市内外の学校に周知した。	数値実績 市内都立高校等へのリーフレット配布4回

学校指導課	事業 目標	市立小・中学校は、男女平等推進センター等の資料を活用し、児童・生徒の男女共同参画に関する意識醸成を図る。	数値 目標	市立小・中学校15校全校で実施
	事業 実績	男女平等推進センターが作成したデートDVに関する資料や東京都の「人権教育プログラム」等を活用しながら、すべての市立小・中学校において、学校の実態に応じた男女共同参画に関する意識啓発の取組が行われ、児童・生徒の意識醸成を図ることができた。	数値 実績	市立小・中学校15校全校で実施

課題4 施策1 施策評価		
専門委員会	事業No.26~29(学校指導課)について、事業No.24・25(学校指導課)と同様。	<b>B</b>
推進委員会	事業No.26~29(学校指導課)について、専門委員会の評価と同様。加えて、事業目標が抽象的であるために、実績の評価が難しいことを指摘する。次期計画では、具体的な事業目標を検討されたい。	<b>B</b>
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	<b>B</b>

## 課題5 男女平等に関する広報・啓発活動

### 施策1 「男女平等推進センター」の活用促進

#### No.30 男女平等推進センターの周知と機能充実

事業内容	市民にとって身近な拠点となるよう「男女平等推進センター」を幅広い世代に周知します。また、男女共同参画社会実現のための広報啓発や相談事業等により、機能充実を図ります。啓発活動等の実施にあたっては施設内にとどまらず、他の公共機関等と連携し、より多くの市民に情報を届けます。		
人権平和課	事業目標	・男女共同参画の拠点となる男女平等推進センターの周知を行う。 ・男女平等推進センター主催講座等を開催し、講座への参加を広く募る。	数値目標 市報・HP・ツイッター等による男女平等推進センターの広報及び講座開催 8回
	事業実績	各種国際デー・週間等の時期にあわせ、市民向けの講座を9回開催した。なお、講座の開催にあたっては、テーマに関する所管課(防災安全課、健康推進課、子ども家庭支援センター)と連携し、講座開催に留まらない意識啓発を同時に実施した。東京経済大学の学生協力のもとパネル展示を2回行った。他課との連携や、東京経済大学などの包括連携協定先・東京都等と共催を行い、幅広く事業を展開したことから、男女平等推進について幅広く周知できたと考える。	数値実績 市報・HP・ツイッター等による男女平等推進センター主催講座開催 9回

#### 課題5 施策1 施策評価

専門委員会	各所管課の評価のとおりとする。	A
推進委員会	専門委員会の評価のとおりとする。	A
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	A

### 施策2 男女の人権に配慮した表現の推進

#### No.31 メディア・リテラシーを育成する学習機会の充実

事業内容	様々なメディアが発信する情報を見極め、能動的・批判的に読み解く力、必要な情報を活用する能力をつけるための学習を推進・支援します。 また、インターネット上の人権侵害の防止に向け、SNS等の具体的な事例を示すことで正しい理解の啓発に取り組みます。		
人権平和課	事業目標	・メディア・リテラシーに関する講座を開催し、用語の解説も含めた啓発を行う。 ・人権をテーマとした講座を開催し、いかなる理由があっても人権侵害は許されないものであることを周知する。	数値目標 市報・HP・ツイッター等によるメディア・リテラシーの広報及び講座開催 5回
	事業実績	高校生以上向けデートDV防止・SRHR(性と生殖に関する健康と権利)講座において、SNS上の性犯罪被害・加害予防について取り上げ、お互いの人権を尊重する重要性について啓発を行った。若年層の性暴力防止月間の周知を市内市立中学校、高校、大学、専門学校に依頼した。人権平和課のツイッターで、SNSにおける性犯罪等の防止に関する情報周知を3回行った。	数値実績 市報・HP・ツイッター等によるメディア・リテラシーの広報及び講座開催 5回
学校指導課	事業目標	市立小・中学校は、情報活用能力を育成するため、日常的に情報技術を活用できる環境を整え、全ての教科等においてそれぞれの特質に応じ、情報技術を適切に活用した学習活動の充実を図る。	数値目標 市立小・中学校15校全校で実施
	事業実績	すべての市立小・中学校において、ICTを活用した授業を積極的に行うとともに、情報モラルに関する学習も計画的に行い、情報技術を適切に活用した学習活動を充実させることができた。	数値実績 市立小・中学校15校全校で実施

公民館課	事業 目標	メディア・リテラシーを学ぶ機会を増やす。	数値 目標	メディア・リテラシーを学ぶ講座の実施 2回
	事業 実績	人権をカテゴリーとする講座開催において、各館による講座において、メディア・リテラシーについて、触れる機会を持つことにより、目標数値を達成することができた。	数値 実績	メディア・リテラシーを学ぶ講座の実施 3回

### No.32 男女共同参画の視点による表現の推進

事業内容	「男女平等の視点による表現のガイドライン」の活用を促進します。 市が情報を発信する際には、ジェンダーにとらわれず、人権を尊重した表現を推進します。			
市政戦略室	事業 目標	広報連絡員を中心に、ガイドラインを周知し、職員一人ひとりが男女共同参画に関する視点を持てるよう徹底していく。	数値 目標	広報連絡会議を1回以上開催し、ガイドライン等を周知 1回
	事業 実績	対面による広報連絡会議を開催した。多くの課が参加できるよう、2回開催とした。広報連絡会議には人権平和課職員を招き、ガイドライン及び配慮すべき表現等について説明する場を設けた。ほぼ全課が会議に参加しており、全庁的な周知を行うことができた。	数値 実績	広報連絡会議を1回以上開催し、ガイドライン等を周知 2回
人権平和課	事業 目標	新任職員研修や広報連絡員会議において、「男女平等の視点による表現のガイドライン」を紹介し、活用を促す。	数値 目標	庁内掲示板・職員研修等での「男女平等の視点による表現のガイドライン」周知3回
	事業 実績	新任職員研修や広報連絡員会議において、「男女平等の視点による表現のガイドライン」を紹介し、活用を促した。数値実績は未達だが、ガイドラインの改訂にむけ令和3年度の調査結果や他自治体のガイドラインを研究し、ガイドラインの改定案を作成したことから、男女平等推進に対する効果は前年度と同様得られたと考える。	数値 実績	庁内掲示板・職員研修等での「男女平等の視点による表現のガイドライン」周知2回
公民館課	事業 目標	公民館だより「けやきの樹」や事業の案内のチラシ・ポスター等は、ジェンダーにとらわれず、人権を尊重した表現にする。	数値 目標	「男女平等の視点による表現のガイドライン」について確認しながら編集を行う 12回
	事業 実績	毎月15日号の公民館だより「けやきの樹」を発行するにあたり、毎回各館より担当が集まり編集会議を実施し、「男女平等の視点による表現のガイドライン」を踏まえ確認しながら年間12回の公民館だよりを発行した。	数値 実績	「男女平等の視点による表現のガイドライン」について確認しながら編集を行う 12回

### 課題5 施策2 施策評価

専門委員会	・事業No.31(人権平和課・公民館課)について、SNS上の性犯罪防止やメディア・リテラシーを講座のテーマとする取組は非常に効果的であるため、継続して実施されたい。 ・事業No.31(学校指導課)について、事業No.24・25(学校指導課)と同様。	B
推進委員会	・事業No.31(学校指導課)について、専門委員会の評価と同様。 ・事業No.32(人権平和課)について、「男女平等の視点による表現のガイドライン」の改訂は、男女平等推進への大きな効果があったと評価する。更なる周知に努められたい。 ・事業No.32(公民館課)について、「男女平等の視点による表現のガイドライン」を確認しながらの公民館だよりの編集過程で、生じた気づきや改善結果等を事業実績に記載されたい。	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B

## 課題6 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

### 施策1 相談業務の充実と関係機関との連携強化

No.33 相談・支援事業の充実				
事業内容	男女平等推進センターにおいてDV相談に対応します。DVやストーカー等に加え、多様な性に関する相談・支援先についても周知し、相談員のスキル向上に取り組みます。			
人権平和課	事業目標	・相談窓口についてHPやツイッター、リーフレットにより周知を図る。 ・相談員のスキルアップのために各種研修に参加し、相談担当者間で情報共有を行う。	数値目標	相談員対象の各種研修に参加(DV, 犯罪被害者等支援, 児童虐待, LGBT等) 6回
	事業実績	男女平等推進センターにおける相談事業担当者及び男女共同参画施策担当者が、国立女性教育会館、東京ウィメンズプラザ、都民センターが主催する男女共同参画推進に効果的な事業立案や、適切な相談対応について学ぶ研修やSV(相談員スーパーバイズ)等毎月1回程度定期的に参加し、男女平等推進やDV防止に関する最新の情報収集やスキルの向上に努めた。	数値実績	相談員対象の各種研修に参加(DV, 犯罪被害者等支援, 児童虐待, LGBT等) 12回
No.34 関係機関の連携強化と二次被害の防止				
事業内容	相談や関係窓口で対応する担当者がそれぞれの部署の職責に応じ、適切に対応します。関係機関と連携し、二次被害の防止や被害者の手続負担軽減に取り組みます。			
人権平和課	事業目標	DV防止連絡会を開催し、所管課とDV被害者への対応等について迅速かつ確実に支援ができるよう情報交換を行い連携強化を図る。	数値目標	DV防止連絡会の開催(内1回は関係機関との情報交換会も兼ねる) 3回
	事業実績	DV防止連絡会を3回実施し、DV被害者支援における庁内連携について情報共有を図り、連携時のフローチャートを作成することで、連携機能の強化に努めた。また、第2回の連絡会では、窓口対応における注意点について職員研修を実施し、委員を含む職員への意識啓発を行った。	数値実績	DV防止連絡会の開催(内1回は関係機関との情報交換会も兼ねる) 3回
健康推進課	事業目標	妊娠期から出産・育児において、妊産婦や乳幼児の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携し切れ目のない支援を実施します。	数値目標	関係機関連携件数(実数) 160件
	事業実績	各種事業において妊産婦や乳幼児の状況を把握し、DVや児童虐待等関係機関連携が必要な方に対し、積極的に連携を行い、切れ目のない支援を実施した。	数値実績	関係機関連携件数(実数) 270件
生活福祉課	事業目標	関係機関と連携し、二次被害の防止や被害者の手続負担軽減に取り組みます。	数値目標	関係機関との連携数(延数) 650件
	事業実績	身体的暴力に関する相談件数が減少傾向にあり、精神的暴力・経済的搾取に関する相談が増加傾向にあることから、身体的暴力に関する相談支援にかかる調整件数が減少した結果、連携件数が全体的に減少したが、相談者の状況に応じて関係機関と連携し、被害者の手続負担軽減に取り組んだ。	数値実績	関係機関との連携数(延数) 372件
障害福祉課	事業目標	・養護者による障害者虐待の防止、虐待を受けた障害者の保護、養護者に対する支援等の課題解決に向け、関係機関との連携を進めます。 ・個別の課題に応じて解決に向けた取組みを進めます。	数値目標	虐待防止ネットワーク実務者会議、同代表者会議の開催回数 各1回
	事業実績	令和4年6月24日に虐待防止ネットワーク実務者会議、8月24日に同代表者会議を開催した。高齢分野が関連する案件も増えていることから高齢分野のネットワーク会議と合同で開催し、虐待防止、早期発見、早期対応のための連携強化を行った。	数値実績	虐待防止ネットワーク実務者会議、同代表者会議の開催回数 各1回

高齢福祉課	事業 目標	地域におけるネットワークを構築し、虐待やDV被害者である高齢者に対して適切な支援を行う。	数値 目標	虐待防止ネットワーク実務者会議及び 代表者会議の開催回数 各1回
	事業 実績	障害福祉課と共催でハイブリッドにて実施した。当課では高齢者虐待を中心にネットワーク構築に努め、年度の傾向からの防止策や対応策について協議することができた。	数値 実績	虐待防止ネットワーク実務者会議及び 代表者会議の開催回数 各1回
子育て相談室	事業 目標	子ども家庭支援センターにて、児童虐待の通告等を受け、関係機関等との連携により児童虐待に対応する。また、要保護児童等に対する関係機関が行う支援の実施状況の把握、連絡調整等を行う。	数値 目標	要保護児童対策地域協議会実務者会 議進行管理部会開催回数 年5回
	事業 実績	要保護児童対策地域協議会各会議の実施により、関係機関との連携や連絡調整を行い、児童虐待を未然に防ぎ、深刻化防止に努めた。	数値 実績	要保護児童対策地域協議会実務者会 議進行管理部会開催回数 年5回

## 課題6 施策1 施策評価

専門委員会	事業No.34(生活福祉課)について、相談内容の変化に伴う連携数の減少であるため、数値実績のみをもって目標に達していないとはいえない。目標や効果の数値化が困難な事業であるため、数値にとられない目標設定をあらためて検討されたい。	B
推進委員会	・事業No.34(生活福祉課)について、専門委員会の評価と同様。 ・事業No.34(障害福祉課, 高齢福祉課, 子育て相談室)について、障害者、高齢者、子どもに対する虐待においても、男性と女性とでは状況が違わずであり、男女別の統計を活用するなどして、男女平等の視点をもって事業に取り組まされたい。	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B

## 施策2 DV予防のための取組推進

### No.35 広報啓発活動による暴力予防

事業内容	講座やオンライン等を活用した広報啓発により、DVのメカニズムや背景・実態などについて、市民や関係機関等の理解を促進します。			
人権平和課	事業 目標	・講座の対象者やテーマに合わせて開催方法を検討し、講座開催について関係機関等にも周知を行う。 ・市内各所にリーフレットの配架やHPやツイッターなどを利用してDVについての理解を促進する。	数値 目標	DV防止啓発講座 3回
	事業 実績	年齢別のデートDV防止講座を2回開催したほか、DVによる女性のメンタルウェルネス喪失の予防に向けたDV防止講座を1回行った。	数値 実績	DV防止啓発講座 3回

No.36 若年層に向けたDV・デートDVについての広報啓発			
事業内容	近隣大学との連携を図るとともに、児童館等での講座開催や学校教育を通じ、若年層がDVやデートDVについて主体的に考える機会を提供します。 また、ストーカーやデートDV加害者等にならないための意識啓発を行います。		
人権平和課	事業目標	学齢期及び若年層に対し年齢層に合わせた内容のデートDVリーフレットを市内各学校に配布し、校内放送や出張講座の開催等によりデートDVへの認識を深める。	数値目標 校内放送及びリーフレット配架 1回
	事業実績	東京経済大学の学生と協力して作成した若年層へのデートDV防止啓発リーフレットを以下のとおり配布した。 高校生以上向け 700部(近隣大学,市内高校,専門学校,市内公共施設等)	数値実績 リーフレット配架 1回
子ども子育て支援課	事業目標	児童館において日常的に幅広い学年の関わりを持つことによって、多様な性の理解と人権を尊重する意識醸成を行う。	数値目標 小中高生対象行事実施回数 12回
	事業実績	令和4年度も引き続き新型コロナウイルス感染症予防のため館内宿泊行事等は中止となったが、中学生向けイベントや中学生のための勉強スペースの確保などを行えたことで中学生の利用も少しずつ増え、目標数値には達しなかったが、小学生も含めた異年齢交流や意見交換の場の提供が行えた。	数値実績 小中高生対象行事実施回数 9回
学校指導課	事業目標	各学校の実態を踏まえ、DVやデートDVに関する資料等を活用しながら安全教育を計画的に実施する。	数値目標 市立小・中学校15校全校で実施
	事業実績	すべての市立小・中学校において、東京都の「安全教育プログラム」等を活用しながら、危険を予測し回避する能力や他者や社会の安全に貢献できる資質や能力の育成に向けて、計画的に指導が行われた。また、男女平等推進センターが作成したデートDVに関する資料を全中学校で配布し、生徒への啓発を図った。	数値実績 市立小・中学校15校全校で実施

No.37 学校教育における暴力予防に関する教育			
事業内容	学校教育を通じて、どのような理由があっても暴力は許されないことを学ぶ機会をつくります。		
学校指導課	事業目標	市立小・中学校では、自他を大切にできる豊かな心を育み、暴力やいじめを許さない強い意志を持ちながら生活できるよう、いじめ予防授業等の取組を実施する。	数値目標 市立小・中学校15校全校で実施
	事業実績	すべての市立小・中学校において、各校の実態に応じたいじめ予防授業等の取組が実施され、児童・生徒に自他を大切にできる心を育むことができた。	数値実績 市立小・中学校15校全校で実施

課題6 施策2 施策評価		
専門委員会	事業No.36・37(学校指導課)について、事業No.24・25(学校指導課)と同様。	B
推進委員会	事業No.36, 37(学校指導課)について、専門委員会の評価と同様。	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B



### 施策3 被害者の安全確保と自立支援

No.38 DV・虐待等の被害者・子どもの安全確保と心身に対するケアの対応			
事業内容	子どもの健診、学校・保育園等での生活や相談対応を通じ、DV・虐待被害者を早期発見します。また、被害者や被害者の子どもに配慮した適切な支援を行います。 一時保護に対応できる制度や環境を整備し、保護を求める被害者の安全を確保します。		
契約管財課	事業目標	・休日や夜間など市役所の閉庁時に、ドメスティック・バイオレンスによる被害者が保護を求めてきた時は、二次被害を起こさないよう細心の注意をはかるように当直警備員に徹底する。 ・近くに身を寄せる場所が確保できない場合は、市の施設内に一時的に宿泊できる場所の確保を行う。	数値目標 近くに身を寄せる場所が確保できない場合に備えて、市の施設内に一時的に宿泊できる場所の確保を行う。
	事業実績	休日や夜間など市役所の閉庁時に、ドメスティック・バイオレンスによる被害者が保護を求めてきた時は、二次被害を起こさないよう細心の注意を図るように当直警備員に徹底を図った。	数値実績 近くに身を寄せる場所が確保できない場合に備えて、市の施設内に一時的に宿泊できる場所の確保を行った。
人権平和課	事業目標	DV防止連絡会及び要保護児童対策地域協議会において、所管課と情報を共有して子どもと親それぞれに対する支援を行うために連携を図る。保護者への女性相談窓口の周知のため、学校と保育園にリーフレットを配架する。	数値目標 学校及び保育園へのDVリーフレットの配架 1回
	事業実績	若年層へのデートDV防止啓発リーフレットを以下のとおり配布した。 中学生向け「大切な心と体を守るために」2,600部(市内公立中学校1～3年生)	数値実績 学校及び保育園へのDVリーフレットの配架 1回
健康推進課	事業目標	妊娠期から子育て期における様々な要因により精神的な不調を抱えている方に対し、精神科医の相談を実施し、育児不安の軽減・虐待予防を図ります。	数値目標 親子の相談室開催数 4回
	事業実績	保健師活動や乳幼児健診等の母子保健事業等で把握したDVや虐待の被害者、精神的な不調を抱えている方が、親子の相談室において精神科医にこころの状況などを相談する機会を提供し、育児不安の軽減・虐待予防を図った。	数値実績 親子の相談室開催数 4回
生活福祉課	事業目標	関係機関と連携し、保護を求める被害者の安全を確保します。	数値目標 関係機関との連携数(延数) 650件
	事業実績	身体的暴力に関する相談件数が減少傾向にあり、精神的暴力・経済的搾取に関する相談が増加傾向にあることから、身体的暴力に関する相談支援にかかる調整件数が減少した結果、連携件数が全体的に減少したが、相談者の状況に応じて関係機関と連携し、保護を求める被害者の安全を確保した。	数値実績 関係機関との連携数(延数) 372件
保育幼稚園課	事業目標	日常的な子どもの観察や関わりの中で、関係機関との連携を図り児童虐待の防止に努める。	数値目標 ①登園状況の確認及び日々の観察 290日 ②身体測定 12回
	事業実績	園児の登園確認、毎日の登園時の観察、及び情報共有を保育担当と保健担当が全園児に対し行い状況を把握。毎月の身体測定により、成長発達状況の把握を行う。また関係機関との連携をはかり、必要時には保護者との面談を実施したり、関係機関との連絡を定期的に行う。	数値実績 ①登園状況の確認及び日々の観察 290日 ②身体測定 12回

子育て相談室	事業 目標	子ども家庭支援センターにて、児童虐待の通告等を受け、関係機関等との連携により児童虐待に対応する。また、要保護児童等に対する関係機関が行う支援の実施状況の把握、連絡調整等を行う。	数値 目標	要保護児童対策地域協議会実務者会議進行管理部会開催回数 年5回
	事業 実績	要保護児童対策地域協議会各会議の実施により、関係機関との連携や連絡調整を行い、児童虐待を未然に防ぎ、深刻化防止に努めた。	数値 実績	要保護児童対策地域協議会実務者会議進行管理部会開催回数 5回
学校指導課	事業 目標	児童・生徒への虐待の早期発見・早期対応に努める。	数値 目標	市立小・中学校15校全校で実施
	事業 実績	すべての市立小・中学校において、虐待の早期発見・早期対応が適切に行われた。	数値 実績	市立小・中学校15校全校で実施

### No.39 DV・虐待等の被害者支援における情報管理の徹底

事業内容	住民基本台帳のほか、国民健康保険、介護保険、児童手当など、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署において、情報管理を徹底します。			
市民課	事業 目標	住民基本台帳事務処理要領に則り、DV等被害者に対し適正に支援措置を行うと共に、他課との情報連携を継続し横断的に被害者の安全確保を図る。また、情報提供ネットワークシステムから不測の情報流出が起らないよう対応する。	数値 目標	支援措置対象者への対応、情報連携、情報提供ネットワークシステム対応について必要とされる措置を全件対応する。
	事業 実績	DV・虐待等の被害者からの申出に基づいて、住民基本台帳事務処理要領に規定される支援措置(本人以外に対する住民票・除票・戸籍の附票の交付制限、情報提供ネットワークシステム内の情報保護)を実施した。また、支援措置実施について、他課連携に加え令和4年度より固定資産所在団体への情報連携を行い被害者の安全確保を図った。	数値 実績	支援措置対象者への対応、情報連携、情報提供ネットワークシステム対応について必要とされる措置を全件対応した。
人権平和課	事業 目標	DV防止連絡会を開催し、情報漏洩等の事故防止のため所管課とDV被害者への対応等について情報交換、認識を共有し連携強化を図る。	数値 目標	DV防止連絡会の開催(内1回は関係機関との情報交換会も兼ねる) 3回
	事業 実績	DV防止連絡会を3回実施し、DV被害者支援における庁内連携について情報共有を図り、連携時のフローチャートを作成することで、連携機能の強化に努めた。また、第2回の連絡会では、窓口対応における注意点について職員研修を実施し、委員を含む職員への意識啓発を行った。	数値 実績	DV防止連絡会の開催(内1回は関係機関との情報交換会も兼ねる) 3回
保険年金課	事業 目標	確実な事務処理及び職員の更なる意識向上により、外部の問合せに対する徹底した安全確保を行う。	数値 目標	DV・虐待等の被害者支援情報に係る漏洩事故件数 0件
	事業 実績	市民課から情報共有として回付されるDV支援措置リストから、国保年金等幹系システムに情報を入力し、当該者に関する窓口対応の際に状況を把握したうえで対応できるようにしている。また、国保加入手続き等に該当者との対話により、市からの郵送物の送付先等の確認も行っている。また、必要に応じて、本人住所等の情報が紐づいた基礎年金番号の変更申請などのDV支援措置について、年金事務所を案内するなどの適切な対応にも努めた。	数値 実績	DV・虐待等の被害者支援情報に係る漏洩事故件数 0件
高齢福祉課	事業 目標	高齢者虐待により居所を秘匿にしている方の情報管理の徹底を図る。	数値 目標	虐待防止ネットワーク実務者会議及び代表者会議の参加機関数 72
	事業 実績	「8050問題」に起因する高齢者虐待ケースが増えている。分離に至るケースもあり、秘匿にするケースがほとんどを占めるため、委託先や連携機関を含め情報管理には徹底している。	数値 実績	虐待防止ネットワーク実務者会議及び代表者会議の参加機関数 89

子ども子育て支援課	事業目標	住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行うため情報管理を徹底し、被害者の安全確保に取り組む。また、外国人や高齢者・障害者などに配慮した情報提供を行う。	数値目標	被害者の安全確保の観点から取扱注意情報について担当内で適切に共有を行う。
	事業実績	被害者の安全確保の観点から取扱注意情報について担当内で情報共有を行ったうえで適切に取扱いをした。	数値実績	被害者の安全確保の観点から取扱注意情報について担当内で適切に共有を行った。

#### No.40 高齢者や障害者、日本語を母語としない被害者への配慮

事業内容	高齢者や障害者、日本語を母語としない被害者に配慮した情報提供を行い、適切な支援を行います。			
人権平和課	事業目標	各分野の所管課及び関係機関と連携を図り、必要に応じて支援できる体制を整備し、相談しやすい環境づくりを行う。	数値目標	相談者にわかりやすいリーフレットの作成及び各関係施設への配架 1回
	事業実績	DV防止や犯罪被害者等支援に関するリーフレットを更新し、講座やイベント、生理用品の無料配布にあわせて配布した。	数値実績	相談者にわかりやすいリーフレットの作成及び各関係施設への配架 1回
障害福祉課	事業目標	障害者が自立した生活を営むことができるよう、相談支援や必要な支援を行います。	数値目標	地域活動支援センター I 型相談支援件数 23,000件
	事業実績	市内3か所ある地域活動支援センター I 型において、来所、訪問、電話、メール等により障害者や障害者の家族等からの相談に対応し、不安の解消・情緒の安定や障害福祉サービスの利用他様々な支援を行った。	数値実績	地域活動支援センター I 型相談支援件数 18,977件
高齢福祉課	事業目標	地域住民や民間事業者とのネットワークを構築して、緩やかな地域での見守りを実施することで、高齢者の異変を早期に発見し、適切な支援を行う。	数値目標	地域包括支援センターの関りによって見守りにつながった件数 622件
	事業実績	コロナ禍が続き、地域住民や関係機関等から高齢者の姿が見えないことによる心配の声や、高齢者の家族からも訪問ができないため心配であるとの相談が市や地域包括支援センターに多く入るようになった。そのため、地域包括支援センターによる緩やかな見守りが大幅に増えている。	数値実績	地域包括支援センターの関りによって見守りにつながった件数 923件

#### No.41 被害者の自立支援

事業内容	各種制度の活用や関係機関との連携により、被害者の自立や心理的な安定、回復を支援します。			
人権平和課	事業目標	被害者の個々の事情に配慮した情報提供や支援を行う。	数値目標	DV相談件数 50件
	事業実績	新型コロナウイルス感染症の影響によるステイホームや、アフターコロナにおける新しい生活様式の中で、家庭内暴力に係る相談が増加傾向にあった。婦人相談員やカウンセラー、弁護士とも連携し、被害者の意思を重視した自立支援を行った。	数値実績	DV相談件数 63件
生活福祉課	事業目標	被害者に対する自立支援を行います。	数値目標	DV相談件数 150件
	事業実績	身体的暴力に関する相談件数が減少傾向にあり、精神的暴力・経済的搾取に関する相談が増加傾向にある。必要に応じて被害者に対する自立支援を行った。	数値実績	DV相談件数 161件

課題6 施策3 施策評価		
専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業No.38(生活福祉課)について、事業No.34(生活福祉課)と同様。</li> <li>・事業No.38(学校指導課)について、事業No.24・25(学校指導課)と同様。</li> </ul>	B
推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業No.38(契約管財課)について、契約管財課が一時保護の制度に関して担う役割と実績が明確になるよう事業実績の記載を工夫されたい。また、一時保護の制度があることを必要な人に届く形で周知するための取組を検討されたい。</li> <li>・事業No.38(保育幼稚園課, 学校指導課)について、国等が作成している虐待の早期発見のためのチェックシート等の活用を検討されたい。また、学校指導課については、虐待の早期発見が適切に行われたとあるが、具体的な内容を事業実績に記載されたい。</li> <li>・事業No.39(市民課)について、数値実績に支援措置を「全件対応した」とあるが、支援措置制度の周知や、適正に対応するためにどのようなことを行ったかなど、具体的な内容を事業実績に記載されたい。</li> <li>・事業No.39(子ども子育て支援課)について、数値実績に「適切に共有を行った」とあるが、具体的な内容を事業実績に記載されたい。</li> <li>・事業No.40(人権平和課)について、日本語を母語としない被害者への配慮の取組を事業実績に記載されるとともに、やさしい日本語版リーフレットの作成等の事業を検討されたい。</li> <li>・事業No.40(障害福祉課・高齢福祉課)について、数値実績及び事業実績から男女平等推進への取組が読み取れない。男女平等の視点を踏まえた内容を記載されたい。</li> <li>・事業No.41について、自立支援の具体的な内容やその結果どの程度自立が図られたかを事業実績に記載されたい。</li> </ul>	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B

#### 施策4 人権侵害を予防するための支援

No.42 セクシュアル・ハラスメントの防止の取組				
事業内容	様々な機会を通じて職員に意識啓発を行い、庁内のハラスメント根絶を目指します。また、市民・事業者に対する広報啓発を行い、ハラスメントの防止を図ります。			
職員課	事業目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用職員に対する採用時研修の際におけるハラスメントの防止等に関する指針の配布及びその内容を周知を図る(採用時)。</li> <li>・ハラスメント防止に資する研修を実施するとともに、研修生に対してハラスメントの防止等に関する指針の周知を図る。(新規採用職員向け/管理職向け/全職員向け/計 年3回)。</li> </ul>	数値目標	研修実施回数 年3回
	事業実績	新規採用職員に対してハラスメント指針の周知を図った。管理職向けハラスメント防止研修及びその他職員向けハラスメント防止研修を実施した。	数値実績	研修実施回数 3回
人権平和課	事業目標	市報やHP等でハラスメントの防止に向けた広報を行う。	数値目標	市報・HP・情報誌等での周知 1回
	事業実績	男女共同参画週間の期間にあわせ、市報やHPにおいて性別に基づくハラスメント防止について掲載し、各種相談窓口の紹介を行った。	数値実績	市報・HP・情報誌等での周知 1回

No.43 災害時の人権侵害防止			
事業内容	災害時に人権侵害が起きることのないよう、平常時から人権に関する広報啓発に取り組みます。また、避難所での防犯対策や個別支援、相談窓口を開設するための体制を整えます。		
防災安全課	事業目標	災害時における避難所での犯罪発生を防止する。	数値目標 講習会及び防災訓練における避難所での犯罪発生防止に係る講座及び情報提供の回数 各1回
	事業実績	令和4年8月21日、防災訓練の防犯まちづくり委員会ブースにて避難所での防犯について情報提供を行った。令和4年10月22日、市役所第1・第2委員会室にて、防犯リーダー養成講習会のなかで災害時の防犯講話を実施した。	数値実績 講習会及び防災訓練における避難所での犯罪発生防止に係る講座及び情報提供の回数 各1回
人権平和課	事業目標	・市報やHPにより災害時の人権侵害について広報を行う。 ・災害時に避難場所等に掲示する性暴力防止のための啓発や相談窓口周知のためのポスター等を作成する。	数値目標 市報・HP・情報誌等での周知 1回
	事業実績	防災安全課と協力し、男女共同参画と防災について市民向け講座を行った。開催にあたり、地域防災に関わる市民にも声掛けを行い、防災・災害時における女性の視点の重要性を啓発した。	数値実績 市報・HP・情報誌等での周知 1回

課題6 施策4 施策評価		
専門委員会	事業No.42(職員課)について、数値目標を達成する回数の研修が実施されているが、研修を受講していない職員へのフォローについての取組も検討されたい。	B
推進委員会	・事業No.42(職員課)について、研修実施回数が数値目標になっているが、回数だけでは評価が難しい。対象人数及びそれに対する参加人数等を事業実績に記載されたい。 ・事業No.43(防災安全課)について、男女平等推進への効果を事業実績に記載されたい。	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B

### 施策5 性犯罪被害者の支援

No.44 性犯罪被害者支援のための広報・啓発活動			
事業内容	性犯罪被害者が躊躇せず被害を訴えることができるよう、性犯罪は許されないものであることを、若年層を含めた幅広い世代に広報啓発します。また、性犯罪にあたる行為を明示し、性犯罪被害の潜在化防止に努めます。		
人権平和課	事業目標	若年層を含めたあらゆる世代に対しインターネットを利用した性被害など性的な暴力の傾向やワンストップセンターなどの相談窓口の周知を行う。	数値目標 「女性に対する暴力をなくす運動」のパネル展等イベントによる周知、性暴力防止に関する講座開催 1回
	事業実績	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」及び「子どもの虐待防止月間」に、Wリボン運動としてパネル展示を拡大して行った。また、シンボルカラーであるパープルとオレンジの電飾で国分寺駅北口ロータリーをライトアップした。加えて、「性暴力ゼロを目指す」をテーマにした犯罪被害者等支援講座を1回実施した。	数値実績 「女性に対する暴力をなくす運動」のパネル展等イベントによる周知、性暴力防止に関する講座開催 3回
子育て相談室	事業目標	子どもからの相談を受け付ける「子ども専用相談電話」の周知を図る。	数値目標 「こそでんカード」配布場所 市内小・中学校
	事業実績	子どもが自由に相談できる「子ども専用相談電話」を周知するため、市内全公立小中学校を訪問した。イラストなどを用いて、子ども専用相談電話の使い方を説明したこそでんカードを作成し、訪問の際、全校生徒に配布し、校内放送で事業の周知を図った。	数値実績 「こそでんカード」配布場所 15校

学校指導課	事業目標	市立小・中学校では、性犯罪被害に関する国や都の資料及び市の取組等を活用しながら、学校の実態に応じた取組を実施する。	数値目標	市立小・中学校15校全校で実施
	事業実績	すべての市立小・中学校において、東京都の「人権教育プログラム」や文部科学省の「生命の安全教育」等の資料を活用しながら、学校の実態に応じた取組が実施された。	数値実績	市立小・中学校15校全校で実施

#### No.45 性犯罪・性暴力被害の相談窓口整備

事業内容	性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるよう、広報活動を通じて性犯罪被害の潜在化防止に努めます。また、性犯罪に対する市民の理解を増進するため、啓発活動を行います。			
人権平和課	事業目標	あらゆる性に対する性犯罪や性暴力被害について研修等により必要な支援について習得し、オンライン相談や男性相談員と女性相談員の選択を可能にするなど相談しやすい環境を整備する。	数値目標	性暴力に関する研修の参加 1回
	事業実績	女性相談員が都民センターにおける支援者研修に参加し、支援スキルの向上にあたった。令和5年1月より、オンライン相談を実施し、令和4年度中に1件の利用があった。男性からの相談対応について、DV防止連絡会における議題として取り上げた。	数値実績	性暴力に関する研修の参加 1回
生活福祉課	事業目標	関係機関と連携し、被害者に適した制度につなぎます。	数値目標	関係機関との連携数(延数) 650件
	事業実績	身体的暴力に関する相談件数が減少傾向にあり、精神的暴力・経済的搾取に関する相談が増加傾向にあることから、身体的暴力に関する相談支援にかかる調整件数が減少した結果、連携件数が全体的に減少したが、相談者の状況に応じて被害者に適した制度につないだ。	数値実績	関係機関との連携数(延数) 372件
学校指導課	事業目標	市立小・中学校では、スクールカウンセラーを含めた組織的な相談体制を構築するとともに、定期的に相談窓口一覧を児童・生徒へ配布するなどして、啓発に努める。	数値目標	市立小・中学校15校全校で実施
	事業実績	すべての市立小・中学校において、スクールカウンセラーを含めた組織的な相談体制が整っている。また、学期ごとに相談窓口一覧をすべての児童・生徒へ配布し周知・啓発に努めた。	数値実績	市立小・中学校15校全校で実施

#### 課題6 施策5 施策評価

専門委員会	・事業No.44・45(学校指導課)について、事業No.24・25(学校指導課)と同様。 ・事業No.45(生活福祉課)について、事業No.34(生活福祉課)と同様。	B
推進委員会	・事業No.44(人権平和課)について、効果的な取組が行われているが、アンケート等を活用した効果の検証に努められたい。 ・事業No.44・45(学校指導課)について、専門委員会評価と同様。 ・全体として、女性に対する暴力が想定されているが、社会情勢等を踏まえ、今後は男性に対する暴力を想定しての事業展開も検討されたい。	B
推進協議会	両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。	B

## V 成果目標の達成状況

成果目標は、計画実施期間内に達成すべき数値の目標として計画で設定しているものです。  
(実績は令和5年4月1日時点)

	項目	計画策定時	成果目標	実績
課題1	庁内の男性職員の育児休業取得率	8% (平成27年度)	20% (令和6年度)	63.6% (令和4年度末)
	庁内の超過勤務の縮減	一人あたり 月8.3時間 (平成27年度)	一人あたり 月6.4時間 (令和6年度末)	一人あたり 月9.4時間 (令和4年度末)
課題2	審議会等委員に占める女性の割合	32% (平成27年度)	40%以上 (令和6年度)	39.9% (令和5年度)
	[庁内の女性職員の登用] 管理職(課長以上)に占める女性の割合	10.1% (平成27年度)	20% (令和6年度)	20.6% (令和5年度)
	[庁内の女性職員の登用] 係長職に占める女性の割合	28.2% (平成27年度)	35% (令和6年度)	22.0% (令和5年度)
	防災会議の委員に占める女性の割合	9.1% (平成27年度)	30%以上 (令和6年度)	12.1% (令和5年度)
	保育所待機児童数	88人 (平成27年度)	解消 (令和6年度)	38人 (令和5年度)

## VI 参考指標

第2次行動計画の成果目標に関連する数値を参考指標として掲載しています。

### 〈審議会等に占める女性の割合〉

令和5年4月1日時点で委員数が把握できているもの、政策経営課資料等より作成

名称	委員数	うち男性		うち女性	
		人数	割合	人数	割合
行政委員会	29	24	82.8%	5	17.2%
条例設置の委員会等	487	339	69.6%	148	30.4%
要綱設置の委員会等	785	419	53.4%	366	46.6%
計	1,301	782	60.1%	519	39.9%

### ①行政委員会等(地方自治法第180条の5)

令和5年4月1日現在

名称	庶務担当課	根拠法令	委員数	うち男性		うち女性	
				人数	割合	人数	割合
教育委員会	教育総務課	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	5	3	60.0%	2	40.0%
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	地方自治法第181条	4	4	100.0%	0	0.0%
農業委員会	農業委員会事務局	農業委員会等に関する法律・国分寺市農業委員会の委員の定数に関する条例	15	13	86.7%	2	13.3%
固定資産評価審査委員会	情報管理課	地方税法・国分寺市固定資産評価審査委員会条例	3	3	100.0%	0	0.0%
監査委員	監査委員事務局	地方自治法第195条	2	1	50.0%	1	50.0%
計			29	24	82.8%	5	17.2%



②付属機関等法律・条例により設置されている委員会等(地方自治法第202条の3)

令和5年4月1日現在

所管課	法律又は条例設置の附属機関名	委員数	うち男性		うち女性		
			人数	割合	人数	割合	
1	情報管理課	国分寺市情報公開・個人情報保護審査会	5	4	80.0%	1	20.0%
2	情報管理課	国分寺市情報公開・個人情報保護審議会	12	9	75.0%	3	25.0%
3	政策経営課	国分寺市行政改革推進委員会	8	5	62.5%	3	37.5%
4	政策法務課	国分寺市オンブズパーソン	2	1	50.0%	1	50.0%
5	政策法務課	国分寺市政治倫理審査会	5	3	60.0%	2	40.0%
6	政策法務課	国分寺市行政不服審査会	5	3	60.0%	2	40.0%
7	財政課	国分寺市補助金等審査会	5	5	100.0%	0	0.0%
8	秘書課	国分寺市表彰審査委員会	5	4	80.0%	1	20.0%
9	契約管財課	国分寺市公共調達委員会	5	5	100.0%	0	0.0%
10	職員課	非常勤職員等公務災害補償等審査会	3	3	100.0%	0	0.0%
11	職員課	国分寺市職員倫理審査会	3	3	100.0%	0	0.0%
12	職員課	国分寺市特別職報酬等審議会	9	9	100.0%	0	0.0%
13	職員課	国分寺市職員懲戒審査会	3	2	66.7%	1	33.3%
14	職員課	国分寺市公益観察員	1	1	100.0%	0	0.0%
15	防災安全課	国分寺市防災会議	33	29	87.9%	4	12.1%
16	防災安全課	国分寺市国民保護協議会	32	28	87.5%	4	12.5%
17	経済課	国分寺市小口事業資金融資審査会	5	5	100.0%	0	0.0%
18	経済課	国分寺市認定農業者審査会	4	4	100.0%	0	0.0%
19	経済課	国分寺市消費生活審議会	6	0	0.0%	6	100.0%
20	経済課	国分寺市被害救済委員会	6	5	83.3%	1	16.7%
21	人権平和課	国分寺市男女平等推進委員会	10	4	40.0%	6	60.0%
22	地域共生推進課	国分寺市民生委員推せん会	10	9	90.0%	1	10.0%
23	保険年金課	国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会	16	11	68.8%	5	31.3%
24	健康推進課	国分寺市予防接種健康被害調査委員会	5	2	40.0%	3	60.0%
25	障害福祉課	国分寺市障害者施策推進協議会	9	6	66.7%	3	33.3%
26	障害福祉課	国分寺市障害支援区分認定審査会	10	6	60.0%	4	40.0%
27	高齢福祉課	国分寺市地域包括支援センター運営協議会	13	8	61.5%	5	38.5%
28	高齢福祉課	国分寺市老人ホーム入所判定委員会	5	3	60.0%	2	40.0%
29	高齢福祉課	国分寺市介護保険運営協議会	15	10	66.7%	5	33.3%
30	高齢福祉課	国分寺市介護認定審査会	52	29	55.8%	23	44.2%
31	子ども若者計画課	国分寺市青少年問題協議会	11	6	54.5%	5	45.5%
32	子育て相談室	国分寺市立子ども家庭支援センター運営協議会	10	3	30.0%	7	70.0%
33	まちづくり計画課	国分寺市環境審議会	11	8	72.7%	3	27.3%
34	まちづくり計画課	国分寺市都市計画審議会	16	14	87.5%	2	12.5%
35	まちづくり推進課	国分寺市まちづくり市民会議	12	7	58.3%	5	41.7%
36	まちづくり推進課	国分寺市開発事業調停委員会	3	2	66.7%	1	33.3%
37	建築指導課	国分寺市建築審査会	5	3	60.0%	2	40.0%
38	建設事業課	国分寺市財産価格審議会	8	6	75.0%	2	25.0%
39	交通対策課	国分寺市交通安全対策協議会	15	14	93.3%	1	6.7%
40	緑と建築課	国分寺市湧水等保全審議会	4	4	100.0%	0	0.0%
41	緑と建築課	国分寺市緑化推進協議会	14	10	71.4%	4	28.6%
42	ごみ減量推進課	国分寺市廃棄物の減量及び再利用推進審議会	14	7	50.0%	7	50.0%
43	学校指導課	いじめ防止対策審議会	5	4	80.0%	1	20.0%
44	社会教育課	国分寺市青少年委員	12	4	33.3%	8	66.7%
45	社会教育課	国分寺市社会教育委員	7	2	28.6%	5	71.4%
46	ふるさと文化財課	国分寺市文化財保護審議会	7	6	85.7%	1	14.3%
47	ふるさと文化財課	国分寺市武蔵国分寺跡保存整備委員会	9	9	100.0%	0	0.0%
48	公民館課	国分寺市公民館運営審議会	12	8	66.7%	4	33.3%
49	図書館課	国分寺市図書館運営協議会	10	6	60.0%	4	40.0%
		計	487	339	69.6%	148	30.4%

③設置要綱などにより設置されている①②以外の会議等

令和5年4月1日現在

所管課	要綱設置の委員会名	委員数	うち男性		うち女性		
			人数	割合	人数	割合	
1	契約管財課	国分寺市指定管理者候補者選定委員会	7	7	100.0%	0	0.0%
2	契約管財課	国分寺市指定管理者評価委員会	7	6	85.7%	1	14.3%
3	経済課	国分寺市認定農業者相談支援チーム	7	7	100.0%	0	0.0%
4	経済課	国分寺市農業委員会委員候補者検討委員会	7	7	100.0%	0	0.0%
5	経済課	国分寺市就労支援地域連絡会	9	4	44.4%	5	55.6%
6	経済課	国分寺市地域産業活性化プラン推進委員会	13	10	76.9%	3	23.1%
7	経済課	国分寺市消費者見守りネットワーク協議会	18	3	16.7%	15	83.3%
8	文化振興課	国分寺市芸術文化振興事業審査会	7	5	71.4%	2	28.6%
9	文化振興課	国分寺市立いづみホール運営委員会	7	4	57.1%	3	42.9%
10	文化振興課	国分寺市文化振興市民会議	8	4	50.0%	4	50.0%
11	人権平和課	男女平等推進センター情報誌「ライツこくぶんじ」編集委員会	6	2	33.3%	4	66.7%
12	協働コミュニティ課	国分寺市協働事業審査会	9	6	66.7%	3	33.3%
13	スポーツ振興課	国分寺市スポーツ推進委員	16	7	43.8%	9	56.3%
14	地域共生推進課	国分寺市地域福祉推進協議会	67	29	43.3%	38	56.7%
15	地域共生推進課	国分寺市地域福祉計画等策定検討委員会	14	7	50.0%	7	50.0%
16	健康推進課	国分寺市子どもの歯を守る連絡会	11	4	36.4%	7	63.6%
17	健康推進課	国分寺市健康増進計画評価等委員会	8	3	37.5%	5	62.5%
18	健康推進課	国分寺市健康増進計画策定検討委員会	10	5	50.0%	5	50.0%
19	健康推進課	国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部	17	15	88.2%	2	11.8%
20	障害福祉課	国分寺市障害者地域自立支援協議会	22	10	45.5%	12	54.5%
21	障害福祉課	国分寺市障害者虐待防止ネットワーク代表者会議	17	12	70.6%	5	29.4%
22	障害福祉課	国分寺市障害者虐待防止ネットワーク実務者会議	22	11	50.0%	11	50.0%
23	障害福祉課	国分寺市医療的ケア児支援関係者会議	18	4	22.2%	14	77.8%
24	高齢福祉課	国分寺市高齢者虐待防止ネットワーク代表者会議	17	12	70.6%	5	29.4%
25	高齢福祉課	国分寺市高齢者虐待防止ネットワーク実務者会議	20	10	50.0%	10	50.0%
26	高齢福祉課	国分寺市地域ケア会議	26	15	57.7%	11	42.3%
27	高齢福祉課	国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画評価等検討委員会	6	3	50.0%	3	50.0%
28	高齢福祉課	国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定検討委員会	7	5	71.4%	2	28.6%
29	高齢福祉課	国分寺市生きがい推進事業協議会	11	4	36.4%	7	63.6%
30	高齢福祉課	国分寺市生活支援・介護予防サービス整備推進会議	10	5	50.0%	5	50.0%
31	高齢福祉課	国分寺市まちづくり市民会議	1	1	100.0%	0	0.0%
32	高齢福祉課	国分寺市生活支援・介護予防サービス整備推進会議	4	3	75.0%	1	25.0%
33	子ども若者計画課	国分寺市若者支援地域ネットワーク会議実務者会議	23	10	43.5%	13	56.5%
34	保育幼稚園課	国分寺市医療的ケア児保育事業受入等検討会	1	1	100.0%	0	0.0%
35	子育て相談室	国分寺市要保護児童対策地域協議会 代表者会議委員	20	14	70.0%	6	30.0%
36	子育て相談室	国分寺市要保護児童対策地域協議会 実務者会議委員	20	8	40.0%	12	60.0%
37	まちづくり計画課	国分寺市環境推進管理委員会	12	7	58.3%	5	41.7%
38	まちづくり推進課	国分寺市まちづくり推進会議	6	5	83.3%	1	16.7%
39	交通対策課	国分寺市地域公共交通会議	11	11	100.0%	0	0.0%
40	環境対策課	国分寺市清掃センター周辺地元協議会	12	10	83.3%	2	16.7%
41	ごみ減量推進課	国分寺市廃棄物減量等推進委員会	57	26	45.6%	31	54.4%
42	学校指導課	国分寺市立第一小学校学校運営協議会	8	3	37.5%	5	62.5%
43	学校指導課	国分寺市立第二小学校学校運営協議会	8	6	75.0%	2	25.0%
44	学校指導課	国分寺市立第三小学校学校運営協議会	8	4	50.0%	4	50.0%
45	学校指導課	国分寺市立第四小学校学校運営協議会	8	4	50.0%	4	50.0%
46	学校指導課	国分寺市立第五小学校コミュニティ・スクール協議会	12	8	66.7%	4	33.3%
47	学校指導課	国分寺市立第六小学校学校運営協議会	8	4	50.0%	4	50.0%
48	学校指導課	国分寺市立第七小学校コミュニティ・スクール協議会	14	7	50.0%	7	50.0%
49	学校指導課	国分寺市立第八小学校コミュニティ・スクール協議会	10	6	60.0%	4	40.0%
50	学校指導課	国分寺市立第九小学校コミュニティ・スクール協議会	13	4	30.8%	9	69.2%

51	学校指導課	国分寺市立第十小学校学校運営協議会	8	3	37.5%	5	62.5%
52	学校指導課	国分寺市立第一中学校学校運営協議会	8	6	75.0%	2	25.0%
53	学校指導課	国分寺市立第二中学校学校運営協議会	8	5	62.5%	3	37.5%
54	学校指導課	国分寺市立第三中学校学校運営協議会	7	5	71.4%	2	28.6%
55	学校指導課	国分寺市立第四中学校学校運営協議会	8	3	37.5%	5	62.5%
56	学校指導課	国分寺市立第五中学校学校運営協議会	7	4	57.1%	3	42.9%
57	学校指導課	個別支援委員会	15	10	66.7%	5	33.3%
58	公民館課	国分寺市立本多公民館運営サポート会議	10	5	50.0%	5	50.0%
59	公民館課	国分寺市立恋ヶ窪公民館運営サポート会議	10	2	20.0%	8	80.0%
60	公民館課	国分寺市立光公民館運営サポート会議	7	2	28.6%	5	71.4%
61	公民館課	国分寺市立もとまち公民館運営サポート会議	7	3	42.9%	4	57.1%
62	公民館課	国分寺市立並木公民館運営サポート会議	10	3	30.0%	7	70.0%
計			785	419	53.4%	366	46.6%

〈市内の女性職員の登用〉 事務系市職員の職位別男女比（26市比較）

市町村名	管理職 総数(A)	うち 女性	割合	係長級 総数(B)	うち 女性	割合	職員総数 (AB除)(C)	うち 女性	割合	総数 (A+B+C)	うち 女性	割合
八王子市	135	17	12.6%	397	68	17.1%	1,310	591	45.1%	1,842	676	36.7%
立川市	68	12	17.6%	165	36	21.8%	454	171	37.7%	687	219	31.9%
武蔵野市	77	12	15.6%	159	59	37.1%	414	248	59.9%	650	319	49.1%
三鷹市	102	14	13.7%	146	45	30.8%	384	210	54.7%	632	269	42.6%
青梅市	63	4	6.3%	156	22	14.1%	410	162	39.5%	629	188	29.9%
府中市	124	15	12.1%	153	28	18.3%	603	342	56.7%	880	385	43.8%
昭島市	64	15	23.4%	116	38	32.8%	292	132	45.2%	472	185	39.2%
調布市	142	24	16.9%	169	51	30.2%	584	314	53.8%	895	389	43.5%
町田市	153	17	11.1%	402	109	27.1%	952	494	51.9%	1,507	620	41.1%
小金井市	62	12	19.4%	94	15	16.0%	264	119	45.1%	420	146	34.8%
小平市	110	16	14.5%	121	39	32.2%	396	156	39.4%	627	211	33.7%
日野市	96	16	16.7%	113	34	30.1%	513	232	45.2%	722	282	39.1%
東村山市	83	9	10.8%	177	46	26.0%	367	177	48.2%	627	232	37.0%
<b>国分寺市</b>	<b>63</b>	<b>13</b>	<b>20.6%</b>	<b>127</b>	<b>28</b>	<b>22.0%</b>	<b>295</b>	<b>152</b>	<b>51.5%</b>	<b>485</b>	<b>193</b>	<b>39.8%</b>
国立市	46	6	13.0%	96	15	15.6%	210	84	40.0%	352	105	29.8%
福生市	55	8	14.5%	98	31	31.6%	216	97	44.9%	369	136	36.9%
狛江市	53	4	7.5%	52	15	28.8%	180	96	53.3%	285	115	40.4%
東大和市	52	6	11.5%	97	18	18.6%	235	106	45.1%	384	130	33.9%
清瀬市	52	6	11.5%	84	19	22.6%	236	125	53.0%	372	150	40.3%
東久留米市	41	3	7.3%	88	13	14.8%	287	141	49.1%	416	157	37.7%
武蔵村山市	55	6	10.9%	84	16	19.0%	201	92	45.8%	340	114	33.5%
多摩市	68	11	16.2%	151	40	26.5%	464	246	53.0%	684	297	43.4%
稲城市	54	17	31.5%	85	9	10.6%	232	101	43.5%	371	127	34.2%
羽村市	48	2	4.2%	84	28	33.3%	185	83	44.9%	317	113	35.6%
あきる野市	57	8	14.0%	90	24	26.7%	255	99	38.8%	402	131	32.6%
西東京市	62	8	12.9%	175	57	32.6%	449	219	48.8%	686	284	41.4%
東京都	1,902	384	20.2%	5,209	2,063	39.6%	13,015	6,868	52.8%	20,126	9,315	46.3%

令和5年4月1日現在（※東京都については令和4年4月1日現在）

※東京都生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課作成「区市町村の男女平等参画推進状況（令和5年度）より作成

〈防災委員に占める女性の割合〉 防災会議における委員(会長を含む)の男女構成比

(26市比較)

市町村名	防災会議 委員総数(人)	うち女性 委員数(人)	女性割合	市町村名	防災会議 委員総数(人)	うち女性 委員数(人)	女性割合
八王子市	49	11	22.4%	<b>国分寺市</b>	<b>33</b>	<b>4</b>	<b>12.1%</b>
立川市	44	6	13.6%	国立市	25	5	20.0%
武蔵野市	28	5	17.9%	福生市	30	3	10.0%
三鷹市	35	8	22.9%	狛江市	29	9	31.0%
青梅市	35	4	11.4%	東大和市	26	4	15.4%
府中市	28	4	14.3%	清瀬市	26	6	23.1%
昭島市	35	3	8.6%	東久留米市	22	4	18.2%
調布市	0	0	0.0%	武蔵村山市	30	9	30.0%
町田市	35	4	11.4%	多摩市	25	5	20.0%
小金井市	29	7	24.1%	稲城市	19	4	21.1%
小平市	33	7	21.2%	羽村市	28	2	7.1%
日野市	27	7	25.9%	あきる野市	36	3	8.3%
東村山市	33	6	18.2%	西東京市	35	4	11.4%

※内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和5年度)」(市区町村編)より作成

〈保育所待機児童数〉 保育所入所児童数と待機児童数 (26市比較)

市町村名	令和5年4月1日				令和4年4月1日				増減			
	就学前 児童人口	保育 サービス 利用児童数	保育 サービス 利用率	待機 児童数	就学前 児童人口	保育 サービス 利用児童数	保育 サービス 利用率	待機 児童数	就学前 児童人口	保育 サービス 利用児童数	保育 サービス 利用率	待機 児童数
八王子市	19,625	10,904	55.6%	17	20,386	10,920	53.6%	12	△ 761	△ 16	2.0%	5
立川市	7,801	4,008	51.4%	26	8,085	4,082	50.5%	13	△ 284	△ 74	0.9%	13
武蔵野市	6,568	3,325	50.6%	0	6,773	3,384	50.0%	0	△ 205	△ 59	0.6%	0
三鷹市	8,423	4,455	52.9%	0	8,993	4,489	49.9%	0	△ 570	△ 34	3.0%	0
青梅市	4,008	2,784	69.5%	7	4,251	2,910	68.5%	3	△ 243	△ 126	1.0%	4
府中市	11,053	6,150	55.6%	5	11,644	6,105	52.4%	14	△ 591	45	3.2%	△ 9
昭島市	5,039	2,975	59.0%	6	5,063	2,907	57.4%	13	△ 24	68	1.6%	△ 7
調布市	10,912	6,311	57.8%	14	11,440	6,386	55.8%	16	△ 528	△ 75	2.0%	△ 2
町田市	16,640	8,820	53.0%	30	16,972	8,521	50.2%	75	△ 332	299	2.8%	△ 45
小金井市	6,066	3,464	57.1%	0	6,329	3,452	54.5%	11	△ 263	12	2.6%	△ 11
小平市	9,141	4,617	50.5%	0	9,350	4,479	47.9%	3	△ 209	138	2.6%	△ 3
日野市	8,087	4,423	54.7%	33	8,450	4,448	52.6%	16	△ 363	△ 25	2.1%	17
東村山市	6,174	3,190	51.7%	22	6,245	3,177	50.9%	7	△ 71	13	0.8%	15
<b>国分寺市</b>	<b>6,174</b>	<b>3,401</b>	<b>55.1%</b>	<b>38</b>	<b>6,311</b>	<b>3,324</b>	<b>52.7%</b>	<b>25</b>	<b>△ 137</b>	<b>77</b>	<b>2.4%</b>	<b>13</b>
国立市	2,978	1,633	54.8%	15	3,107	1,624	52.3%	6	△ 129	9	2.5%	9
福生市	1,868	1,272	68.1%	0	1,926	1,277	66.3%	0	△ 58	△ 5	1.8%	0
狛江市	3,710	2,058	55.5%	18	3,935	2,124	54.0%	18	△ 225	△ 66	1.5%	0
東大和市	3,496	2,073	59.3%	0	3,687	2,050	55.6%	0	△ 191	23	3.7%	0
清瀬市	2,990	1,420	47.5%	6	3,106	1,419	45.7%	4	△ 116	1	1.8%	2
東久留米市	4,873	2,675	54.9%	0	5,068	2,557	50.5%	7	△ 195	118	4.4%	△ 7
武蔵村山市	2,991	1,776	59.4%	0	3,110	1,816	58.4%	0	△ 119	△ 40	1.0%	0
多摩市	5,246	2,975	56.7%	6	5,443	2,998	55.1%	4	△ 197	△ 23	1.6%	2
稲城市	4,646	2,602	56.0%	0	4,778	2,541	53.2%	0	△ 132	61	2.8%	0
羽村市	1,995	1,369	68.6%	0	2,120	1,373	64.8%	3	△ 125	△ 4	3.8%	△ 3
あきる野市	3,014	1,851	61.4%	12	3,130	1,888	60.3%	5	△ 116	△ 37	1.1%	7
西東京市	8,840	4,561	51.6%	3	9,183	4,518	49.2%	7	△ 343	43	2.4%	△ 4

※東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課「令和5年度都内の保育サービスの状況について」より作成

## Ⅶ 参考資料

### 資料No.1 令和5年度会議の開催状況

#### (1) 国分寺市男女平等推進委員会

	開催日	主な検討内容
第1回	令和5年10月5日	諮問、令和5年度男女平等推進センター事業計画、「男女平等の視点による表現のガイドライン」改訂報告、「男女平等に関する市民意識調査」調査票案に対する意見聴取
第2回	令和5年10月27日	「男女平等に関する市民意識調査」調査票案に対する意見聴取
第3回	令和5年12月18日	令和4年度進捗状況評価
第4回	令和6年1月12日	令和4年度進捗状況評価
第5回	令和6年1月29日	令和4年度進捗状況評価、令和5年度答申案の検討
第6回	令和6年3月8日	「男女平等に関する市民意識調査」結果報告、第3次男女平等推進行動計画の策定に向けた意見聴取
—	令和6年2月15日	答申

#### 令和5年度 国分寺市男女平等推進委員会委員

(任期：令和4年4月1日から令和6年3月31日)

氏名	所属等	選出区分
○富永 順子	国分寺カウンセリング勉強会	1号委員（男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表）
横田 砂恵子	こくぶんじ性と生をまなぶかい	
若島 礼子	国際ソロプチミスト国分寺	
青木 智子	一般市民公募	2号委員（公募市民）
富本 蒼	一般市民公募	
岡部 正行	一般市民公募	
浅野 幸子	減災と男女共同参画 研修推進センター共同代表	3号委員 (識見を有する者)
◎甲斐田 きよみ	文京学院大学准教授	
中田 雅久	弁護士	
花田 茂	国分寺市立第二中学校元校長	

◎…委員長    ○…副委員長

#### (2) 国分寺市男女平等推進協議会

	開催日	検討内容
第1回	令和5年10月30日	「男女平等に関する市民意識調査」実施に関する検討
第2回	令和6年2月21日	施策別推進状況評価

令和5年度 国分寺市男女平等推進協議会委員

役職	氏名
副市長	◎橋本 正之
政策部長	沢柳 和彦
総務部長	伊藤 寿一
市民生活部長	○杉本 守啓
健康部長	鈴木 佳代
福祉部長	玉井 理加
子ども家庭部長	宮本 学
教育部長	可児 泰則

◎…会長 ○…副会長

(3) 国分寺市男女平等推進専門委員会

	開催日	検討内容
第1回	令和5年12月7日	施策別推進状況評価

令和5年度 国分寺市男女平等推進専門委員会委員

(任期：令和4年4月1日から令和6年3月31日)

所属	氏名
政策部政策経営課主任	板垣 祐輔
政策部公共施設マネジメント課公共施設マネジメント担当係長	◎久保 崇徳
総務部契約管財課契約係長	本郷 愛弓
市民生活部市民課庶務係長	○長船 智子
市民生活部経済課消費生活・就労支援担当係長	石川 美幸
健康部地域共生推進課	松井 宗
福祉部生活福祉課主任	石井 孝昌
福祉部障害福祉課主任	市村 智美
子ども家庭部子ども若者計画課	越野 淑恵
子ども家庭部子ども子育て支援課	小倉 亜希
教育部教育総務課	富永 菜月
教育部学務課主任	松浦 穂里
教育部学務課主任	音部 真友子
教育部公民館課	氣仙 遥

◎…委員長 ○…副委員長

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 性別による権利侵害の禁止等（第8条）
- 第3章 基本的施策（第9条・第10条）
- 第4章 具体的施策（第11条—第17条）
- 第5章 男女平等推進センター（第18条—第22条）
- 第6章 苦情等への対応（第23条・第24条）
- 第7章 男女平等推進委員会（第25条・第26条）
- 第8章 雑則（第27条）

附則

人はだれもが「ただその人である」というだけで、かけがえのない存在です。だれもが等しく尊く、性別にかかわらず平等です。

これまで、我が国では個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、国際社会における取組と連動して、男女共同参画社会基本法の制定等の法整備が進められてきました。国分寺市においては、昭和63年に国分寺市婦人行動計画を策定し、男女平等社会の実現に向けて、市民とともに様々な取組を進めてきました。

しかし、いまだに多くの課題が残されています。ジェンダーによる固定的な役割分担意識とその役割分担意識に基づく社会の慣行には、個々人の自由な活動や生き方の選択を制限するものがあります。ときには一人の人間としての権利まで奪われることがあります。ドメスティック・バイオレンスなど性別に起因する暴力はその現れです。これらの課題の解消に向けて一層の努力が必要です。

人はだれもが多様で自由な存在であり、自分らしく生きる権利を有しています。

国分寺市は、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、認め合い、支え合いながら、ともに生きることのできる男女平等社会の実現を目指して、この条例をつくります。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の理念に基づき、国分寺市（以下「市」という。）における男女平等社会の実現に関し、基本理念並びに市、市民及び事業者等の責務を定め、市の施策の基本的事項を明らかにするとともに、男女平等社会の実現のための施策（以下「男女平等推進施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、男女平等社会を実現することを目的とする。

（定義）

2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等社会 一人ひとりが個人として尊重され、性別に起因する差別を受けず、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、個性及び能力を十分に発揮する機会が保障され、対等な立場でともに協力し合い、責任を分かち合う社会をいう。
- (2) 市民 市内に住む者又は市内で働く者、学ぶ者若しくは活動する者をいう。
- (3) 事業者等 市内において事業を行うもの及び非営利の活動、公共的活動その他の活動を行うものをいう。
- (4) ジェンダー 生まれつきの生物学的性別と異なり、社会通念又は慣習の中にある男性像、女性像等社会によって作られた性別をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 職場、学校等社会のあらゆる場で、性的な言動により、他の者を不快にさせ、又はその者の対応に対して更なる不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある者（過去に配偶者その他親密な関係にあった者を含む。）による身体的暴力又は精神的、性的若しくは経済的に苦痛を与える行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女平等社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること。
- (2) 性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること。
- (3) 市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に、性別にかかわらずだれもが対等に参加できること。
- (4) 性別にかかわらずだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することとを両立できるようにすること。
- (5) 国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に施策を実施しなければならない。

- 2 市は、男女平等社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策の立案及び決定に当たっては、男女平等社会の実現に配慮しなければならない。
- 3 市は、自らも事業者等であることを認識し、その労働環境において男女平等社会の実現に向けた取組を積極的に推進しなければならない。
- 4 市は、男女平等社会の実現に向けて、市民及び事業者等と協力して取り組まなければならない。



5 市は、男女平等社会の実現に向けて、国及び他の地方公共団体と協力して取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、その活動を行うに当たっては、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

2 事業者等は、労働環境の整備に当たっては、その労働者が性別にかかわらず、子育て、介護又は地域活動と、仕事とを両立できるよう努めなければならない。

3 事業者等は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(市民及び事業者等の協力)

第7条 市民及び事業者等は、互いに協力して男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

## 第2章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止等)

第8条 何人も、あらゆる場において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別に起因する差別的行為又は取扱いを行ってはならない。

2 何人も、ドメスティック・バイオレンス、子どもに対する性的暴力その他性別に起因する暴力を行ってはならない。

3 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

4 何人も、ストーカー行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条（定義）第4項に規定するストーカー行為をいう。）を行ってはならない。

5 何人も、外部に情報を提供するときは、前各項に規定する禁止行為及び取扱い並びにジェンダーによる固定的な役割分担を助長する表現を行わないよう配慮しなければならない。

(平成29年条例第15号・令和3年条例第31号・一部改正)

## 第3章 基本的施策

(行動計画等)

第9条 市長は、この条例の基本理念に基づき、男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女平等推進行動計画を策定しなければならない。

2 市長は、男女平等推進行動計画の策定及び変更に当たっては、第25条に規定する国分寺市男女平等推進委員会の意見を聴くとともに、市民及び事業者等の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市長は、男女平等推進行動計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(年次報告)

第10条 市長は、男女平等推進行動計画に基づく施策の実施状況について、第25条に規定する国分寺市男女平等推進委員会の意見を聴いて年次報告書を作成し、公表しなければならない。

#### 第4章 具体的施策

(啓発活動及び教育による普及)

第11条 市は、男女平等社会の実現に関し、学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場を通じて、市民及び事業者等の理解を深めるよう必要な措置を講じなければならない。

(雇用の分野における施策)

第12条 市は、雇用の分野における男女平等社会の実現に向けた取組を進めるため、事業者等に対する情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、市と契約を締結した事業者等に対し、男女平等推進施策に関する広報及び調査への協力を求めることができる。

(生涯にわたる健康への支援)

第13条 市は、男女が対等な関係の下、妊娠、出産、更年期等に関して互いに理解し、尊重し合い、男女が生涯を通じて健康な生活を営むことができるよう必要な措置を講じなければならない。

(ドメスティック・バイオレンス等の防止)

第14条 市は、ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力を防止し、その被害者に必要な支援を行うための措置を講じなければならない。

(委員構成)

第15条 市は、附属機関等の委員の構成に当たっては、男女の意見がともに会議に反映されるよう努めなければならない。

(調査研究)

第16条 市は、男女平等社会の実現のため、必要な調査研究を行わなければならない。

(財政上の措置等)

第17条 市は、男女平等社会の実現のため、財政上の措置その他必要な措置を講じなければならない。

#### 第5章 男女平等推進センター

(設置)

第18条 この条例の基本理念に基づき、男女平等推進施策を実施し、市民及び事業者等による男女平等社会の実現に向けた取組を支援するため、国分寺市立男女平等推進センター（以下「男女平等推進センター」という。）を設置する。

(位置)

第19条 男女平等推進センターの位置は、次のとおりとする。

国分寺市光町一丁目46番地8

(愛称)

第20条 男女平等推進センターの愛称は、「ライツこくぶんじ」とする。

(事業)

第21条 男女平等推進センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 情報及び学習の機会の提供
- (2) 市民及び事業者等相互の交流の機会及び場の提供
- (3) 相談に関する事業
- (4) 図書及び資料の収集並びに提供に関する事業
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業  
(管理及び運営)

第22条 この章に定めるもののほか、男女平等推進センターの管理及び運営に関する事項は、別に定める。

#### 第6章 苦情等への対応

(施策への苦情又は改善提案の申出への対応)

第23条 市長は、市が実施する男女平等推進施策又は男女平等社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策に関する市民からの苦情又は改善提案に対し、適切に対応しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、男女平等推進施策に係る重要事項と認めるときは、第25条に規定する国分寺市男女平等推進委員会に諮問しなければならない。

(性別に起因する人権侵害に係る相談への対応)

第24条 市長は、性別に起因する人権侵害に係る相談については、関係機関、関係団体等と連携を図るとともに、相談した者に配慮した対応に努めなければならない。

#### 第7章 男女平等推進委員会

(男女平等推進委員会の設置及び組織)

第25条 市の男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として、国分寺市男女平等推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申するほか、当該事項について市長に建議することができる。

- (1) 男女平等推進施策に係る重要事項に関すること。
- (2) 男女平等推進行動計画の進捗状況に関すること。

3 委員会は、次に掲げる委員10人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表者 4人以内
- (2) 公募により選出された市民 3人以内
- (3) 識見を有する者 3人以内

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第26条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

5 委員会の会議は、公開する。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例（平成11年条例第26号）第5条（会議の公開）ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

6 委員会の庶務は、市民生活部人権平和課において処理する。

（平成25年条例第42号・平成29年条例第30号・一部改正）

#### 第8章 雑則

（委任）

第27条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に存する国分寺市女性行動計画は、この条例第9条第1項の規定により策定された男女平等推進行動計画とみなす。

（国分寺市男女平等推進委員会条例の廃止）

3 国分寺市男女平等推進委員会条例（平成3年条例第8号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（国分寺市男女平等推進委員会条例の廃止に伴う経過措置）

4 この条例の施行の際、現に旧条例第3条第2項の規定に基づき委嘱された委員については、この条例第25条第3項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定に基づき委嘱された期間を控除した期間とする。

（国分寺市立女性センター条例の一部改正）

5 国分寺市立女性センター条例（平成6年条例第24号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成25年条例第42号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

〔以下略〕

平成10年8月24日

訓令第15号

(設置)

第1条 国分寺市における男女平等社会の実現のための施策（以下「男女平等推進施策」という。）を総合的に推進するため、国分寺市男女平等推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

（平成19年訓令第25号・一部改正）

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女平等推進施策の総合調整
- (2) 男女平等推進行動計画の策定及び進行管理に関すること。
- (3) その他男女平等推進施策に関する重要事項

（平成16年訓令第24号・平成19年訓令第25号・一部改正）

(組織)

第3条 推進協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 政策部長
- (3) 総務部長
- (4) 市民生活部長
- (5) 健康部長
- (6) 福祉部長
- (7) 子ども家庭部長
- (8) 教育部長

（平成14年訓令第5号・平成16年訓令第24号・平成18年訓令第36号・平成19年訓令第5号・平成23年訓令第22号・平成26年訓令第16号・平成27年訓令第15号・平成30年訓令第11号・一部改正）

(会長及び副会長)

第4条 推進協議会に会長及び副会長を置き、会長は副市長、副会長は市民生活部長をもって充てる。

2 会長は、推進協議会を代表し、推進協議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（平成16年訓令第24号・全改、平成18年訓令第36号・一部改正）

(推進協議会の会議)

第5条 推進協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

（平成16年訓令第24号・一部改正）

(男女平等推進専門委員会)

第6条 推進協議会に男女平等推進専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2 専門委員会は、第2条第2号及び第3号に規定する事項について調査検討し、その結果を会長に報告する。

（平成16年訓令第24号・平成19年訓令第25号・一部改正）

（専門委員会の組織）

第7条 専門委員会は、次に掲げる部の職員14人以内をもって組織し、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 政策部 2人以内
- (2) 総務部 1人
- (3) 市民生活部 2人以内
- (4) 健康部 1人
- (5) 福祉部 2人以内
- (6) 子ども家庭部 2人以内
- (7) 教育部 4人以内

（平成19年訓令第27号・全改，平成21年訓令第24号・平成27年訓令第15号・平成30年訓令第11号・一部改正）

（専門委員会の委員長及び副委員長）

第8条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、会長が指名する。

2 委員長は、専門委員会を代表し、専門委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（平成16年訓令第24号・一部改正）

（専門委員会の会議）

第9条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

（平成16年訓令第24号・一部改正）

（任期）

第10条 専門委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、専門委員が欠けた場合における補欠専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平成19年訓令第25号・追加）

（意見の聴取等）

第11条 推進協議会及び専門委員会（以下「推進協議会等」という。）は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員及び専門委員（以下「委員等」という。）以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員等以外の者から資料の提出を求めることができる。

（平成16年訓令第24号・追加，平成19年訓令第25号・旧第14条繰上・一部改正）

（庶務）

第12条 推進協議会等の庶務は、市民生活部人権平和課において処理する。

(平成14年訓令第5号・一部改正, 平成16年訓令第24号・旧第10条繰下・一部改正, 平成19年訓令第25号・旧第15条繰上, 平成26年訓令第16号・平成30年訓令第11号・一部改正)

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか推進協議会等の運営に関し必要な事項は, 別に定める。

(平成16年訓令第24号・旧第11条繰下・一部改正, 平成19年訓令第25号・旧第16条繰上)

附 則

この訓令は, 平成10年9月1日から施行する。

[以下略]



## 第2次国分寺市男女平等推進行動計画

第2次国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画  
国分寺市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画

### 令和4年度進捗状況評価報告書

令和6年3月発行

国分寺市 市民生活部 人権平和課

国分寺市光町1-46-8 ひかりプラザ2階

電話：042-573-4378

FAX：042-573-4388